近畿税理士会 天王寺支部 勉強会

事業者登録開始！
インボイス制度について、今知っておくべきこと

収 録 日　　令和 3 年 10 月 12 日（火）

収録場所　　たかつガーデン

講　　師　　税理士　田 部　純 一

近畿税理士会 天王寺支部

大阪・奈良税理士協同組合 天王寺支所

目　次

１．　制度の概要　－ 4 －

２．　税理士会のスタンス　－ 4 －

３．　適格請求書発行事業者の登録制度　－ 8 －

４．　適格請求書等の作成・交付について（売手側の義務）　－ 18 －

５．　仕入税額控除制度の要件（帳簿及び適格請求書等の保存）（買手側の義務）　－ 32 －

６．　税額の計算　－ 36 －

【参考資料一覧】

日本税理士会連合会「令和４年度税制改正に関する建議書の概要」（令和３年６月）
https://www.nichizeiren.or.jp/wp-content/uploads/doc/nichizeiren/proposal/taxation/tax_reform/kengisyogaiyo-R4.pdf

近畿税理士会「令和４年度税制改正に関する意見書」（令和３年３月）
https://www.kinzei.or.jp/research/pdf/R4iken.pdf

税制審議会　令和２年度答申「消費税制における手続き規定の簡素化について」
https://www.nichizeiren.or.jp/wp-content/uploads/doc/nichizeiren/business/taxcouncil/toushin_R2.pdf

国税庁リーフレット「『データ』で受け取ると『書面』に比べてこんなに便利！！」
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/invoice_shinei05.pdf

国税庁「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するＱ＆Ａ」（令和３年７月改訂）
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/qa_01.htm

国税庁「消費税軽減税率制度の手引き」（令和３年８月版）
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/01-1.htm

国税庁「適格請求書等保存方式の概要　－インボイス制度の理解のために－」（令和３年７月）
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0020006-027.pdf

１．　制度の概要

(1)　適格請求書等保存方式とは

複数税率に対応したものとして導入される、仕入税額控除の方式。

→　**買手が仕入税額控除の適用を受けるためには、帳簿のほか、売手から交付を受けた「適格請求書」等の保存が必要**（買手が作成した仕入明細書等による対応も可能）。

(2)　導入時期

令和５年 10 月１日から導入される。

(3)　適格請求書とは

・「売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、登録番号のほか、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類する書類をいう。

→　**請求書や納品書、領収書、レシート等、その書類の名称は問わない。**

→　**適格請求書の交付に代えて、電磁的記録（適格請求書の記載事項を記録した電子データ）を提供することも可能。**

・　**適格請求書を交付することができるのは、税務署長の登録を受けた「適格請求書発行事業者」に限られる。**

→　**課税事業者のみが、登録を受けることができる。**

２．　税理士会のスタンス

(1)　日税連　令和４年度税制改正に関する重要建議・要望項目より

最重要建議・要望項目 １．適格請求書等保存方式を見直すとともに、その導入時期を延期すること。
適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス方式）については、下記の問題点を検討し、必要な措置を講じるべきである。また、少なくとも**新型コロナウイルス感染症による経済活動の制約が解消され、簡易で安価な電子インボイス制度が整備されるなど中小企業者に対する負担軽減措置が講じられるまでの間は導入を延期すべき**である。 ⑴ 事務負担に与える影響 適格請求書等保存方式においては、取引の都度、適格請求書等の有無の確認を行う必要がある。これは、事業者及び税務官公署の事務に過度な負担を生じさせることから、**行政手続コスト削減の方向性に逆行することのないように見直すべき**である。さらに、基準期間における課税売上高が免税点以下となっても、適格請求書発行事業者の登録を取りやめなければ免税事業者にならない点など、**登録制度についても、事務負担軽減の観点から再検討すべき**である。 ⑵ 市場取引に与える影響 免税事業者は適格請求書等を発行できないため、対事業者取引から排除や不当な値下げを強いられるおそれがある。このため、あえて課税事業者になることを選択することが考

えられるが、**消費税相当額の転嫁が困難なケースもあり、廃業を余儀なくされる事業者が増える可能性があることにも留意すべき**である。

一方で、対消費者取引を行う免税事業者は免税事業者を維持する可能性が高い。このため、取引形態の違いにより、事業者免税点制度の公平性が保たれないという問題が生じる。

見直しにあたっては、**事業者の負担と徴税コスト等を考慮し、仕入税額控除方式（インボイス方式を含む）及び免税点制度等の見直しを含めた消費税のあり方について、抜本的に再検討すべき**である。

(2) 近畿会　令和４年度税制改正に関する意見書より

適格請求書等保存方式の導入の凍結
以下の環境が整うまで適格請求書等保存方式の導入を凍結すべきである。 **(1) すべての事業者を課税事業者とし、小規模な事業者については申告を不要とする制度を導入することにより、免税事業者が取引から排除されない仕組みを確立すること。** **(2) 低コストで導入可能で、取扱いが容易な電子請求書の仕組みを構築し、相当程度普及させること。** **(3) コロナ禍が収束し、経済的活動についての要請や制約等が概ねなくなること。** **（消法 9,9 の 2,10,11,12,12 の 2,12 の 3,12 の 4,30）**
【理　由】 中小零細事業者の存在は、日本経済を雇用等で下支えするとともに、その多様性が日本経済の柔軟性につながっている。**現在の環境のままで適格請求書等保存方式が導入されるならば、中小零細事業者の多数を占める免税事業者に甚大な影響を与えてしまう**と考えられる。というのも、令和５年 10 月から適格請求書等保存方式が導入されるが、現行制度上、適格請求書発行事業者から交付を受けた適格請求書又は適格簡易請求書（以下「適格請求書等」）の保存が仕入税額控除の要件とされ、また、免税事業者は適格請求書等を交付することができない。これにより、免税事業者からの仕入れは、仕入税額控除ができないため、**免税事業者は商取引から排除されるか、排除とまではいかなくとも、仕入税額控除ができないことを理由に消費税相当額の値引きを強要される可能性が高い。** そこで、以下の環境が整うまで適格請求書等保存方式の導入を凍結すべきである。 (1) **すべての事業者を課税事業者とし、小規模な事業者については申告を不要とする制度を創設する**ことで、免税事業者が取引から排除される等の不当な扱いを受けない仕組みをまずは整備すべきである（本意見書「主要意見項目Ⅱ」参照）。 (2) 適格請求書等保存方式の導入にあたり、電子請求書の仕組みの構築も進められている。経済のグローバル化による企業間競争の激化等を鑑みるならば、業務のデジタル化による日本企業の効率化は喫緊の課題であろう。とはいえ、大手企業にとって業務をデジタル化するハードルは高くないであろうが、資金力が弱く人材の乏しい中小零細事業者にとっては、業務をデジタル化するハードルは非常に高いと考えられる。したがって、**中小零細事業者でも導入可能な程度の低コストで、取扱いが容易な電子請求書の仕組みを構築し、相当程度普及させ、中小零細事業者でもこれを手軽に利用できる環境を整備しておく**

べきである。

(3) 中小零細事業者の多くは、コロナ禍による景気低迷で体力を消耗し、自粛要請や不慣れなテレワークなどで大なり小なり経済活動の制約を受けている。したがって、適格請求書等保存方式導入前にコロナ禍が概ね収束して経済的活動の要請や制約等がなくなることが必要である。

(3) 税制審議会　令和２年度答申　消費税制における手続規定の簡素化について

Ⅱ 消費税制における手続規定の見直しの視点

３．インボイス方式に係る手続規定のあり方

わが国では、消費税の仕入税額控除の適用要件について、消費税制度の導入当初からいわゆる帳簿方式を採用し、その後、帳簿及び請求書等保存方式とされ、また、令和元年 10 月からは区分記載請求書等保存方式に変更されたという経緯がある。

仕入税額控除の適用要件について、令和５年 10 月からは「適格請求書等保存方式」（いわゆるインボイス方式）を導入することとされている。

インボイス方式では、請求書等に課税資産の譲渡に係る資産や役務の内容のほか、その適用税率や税額を記載することとされている。このため、商品やサービスの価格への消費税の転嫁が確実なものとなり、同時に仕入税額控除の適正性が担保できるとされている。

実務上の問題は、登録を受けた適格請求書発行事業者でなければインボイスを発行することができないため、インボイス方式の導入当初の経過措置の適用期間を除き、免税事業者からの課税仕入れについては仕入税額控除ができなくなることである。このため、免税事業者が取引から排除されるのではないかという予測がある。また、取引から排除されないとしても、インボイスを発行できないために取引の相手方から不当な値下げ圧力がかかるのではないかという懸念もある。

免税事業者であっても、課税仕入れに係る消費税を負担しているため、その負担分を商品等の価格に転嫁しないと、事業者が自己負担することになる。このため、インボイス方式を採用してこなかったわが国では、消費税制の導入当初から免税事業者が課税資産の譲渡等に当たってその価格に消費税を転嫁することが容認されてきたという経緯がある。

この場合に、現に施行されている消費税の税率に相当する額の転嫁を行うことは、いわゆる益税の原因になると指摘されているが、どの程度の転嫁を行うかは、市場の需給事情を勘案した事業者の経営判断に基づく価格設定の問題である。

このような消費税導入当初からの経緯を勘案すれば、商品等の価格に一定額の消費税相当分が含まれていることは明らかであり、免税事業者からの課税仕入れについて仕入税額控除を適用している現行の制度は、中小事業者に配慮したものとして、必ずしも不適切な措置であるとはいえないと考えられる。

インボイス方式の導入に伴う上記のような問題に対処するため、免税事業者があえて課税事業者になることを選択し、適格請求書発行事業者として登録することが考えられるが、その場合には、インボイスの発行と消費税の申告・納税という新たな事務負担が生じることになる。近年では、働き方が多様化し、いわゆるフリーランスやギグワーカーと呼ばれる事業者が増加するとともに、給与所得者の副業も増加している。また、兼業農家やいわゆる一人親方と称される事業者も少なくない。これらの者の事業規模は極めて小規模であり、課税

売上げも比較的少額であるため、事務を担当する従業員を雇用することも困難な場合がほとんどである。

わが国ではデジタル化社会が進行しており、そのことによって、インボイス方式の導入に伴う事務負担の増加に対応できるという意見があるが、小規模事業者を全体としてみれば、帳簿や請求書等を手書きで作成しているものが依然として少なくないのが実態であり、兼業農家や一人親方と呼ばれている事業者が高齢化している現状からみると、これらの者が近い将来においてデジタル化に対応できるとは考えられない。現在、各方面において中小事業者向けに操作が容易で低コストの会計・税務システムが開発されているが、全ての事業者に浸透し利活用されるまでには相当程度の時間を要すると考えられる。このようなわが国の小規模事業者の実態を考慮すれば、これらの事業者に一般の企業と同レベルの事務負担を課すことは、適当とはいえない。

これらを勘案すると、既に導入が確定しているインボイス方式については、一定の期間その施行を延期することが適当であるが、予定どおり施行するのであれば、少なくとも小規模事業者の安定的な事業継続を保証し保護する必要がある。そのため、導入後の一定期間については、免税事業者からの仕入れであっても仕入税額控除を全額認めることとし、小規模事業者が取引から排除されるのではないかという懸念を解消すべきである。

第１－(1)号様式

国内事業者用

適格請求書発行事業者の登録申請書

収受印

【１／２】

令和　　年　　月　　日 ＿＿＿＿ 税務署長殿	申請者	（フリガナ） 住所又は居所 （法人の場合） 本店又は 主たる事務所 の所在地	（〒　　－　　） ⊗（法人の場合のみ公表されます） （電話番号　　－　　－　　）
		（フリガナ） 納税地	（〒　　－　　） （電話番号　　－　　－　　）
		（フリガナ） 氏名又は名称	⊗
		（フリガナ） （法人の場合） 代表者氏名	
		法人番号	

この申請書に記載した次の事項（⊗ 印欄）は、適格請求書発行事業者登録簿に登載されるとともに、国税庁ホームページで公表されます。
1　申請者の氏名又は名称
2　法人（人格のない社団等を除く。）にあっては、本店又は主たる事務所の所在地
なお、上記１及び２のほか、登録番号及び登録年月日が公表されます。
また、常用漢字等を使用して公表しますので、申請書に記載した文字と公表される文字とが異なる場合があります。

下記のとおり、適格請求書発行事業者としての登録を受けたいので、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）第５条の規定による改正後の消費税法第57条の２第２項の規定により申請します。
※　当該申請書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第44条第１項の規定により令和５年９月30日以前に提出するものです。

令和５年３月31日（特定期間の判定により課税事業者となる場合は令和５年６月30日）までにこの申請書を提出した場合は、原則として令和５年10月１日に登録されます。

事業者区分	この申請書を提出する時点において、該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付してください。 □　課税事業者　　□　免税事業者 ※　次葉「登録要件の確認」欄を記載してください。また、免税事業者に該当する場合には、次葉「免税事業者の確認」欄も記載してください（詳しくは記載要領等をご確認ください。）。
令和５年３月31日（特定期間の判定により課税事業者となる場合は令和５年６月30日）までにこの申請書を提出することができなかったことにつき困難な事情がある場合は、その困難な事情	
税理士署名	（電話番号　　－　　－　　）

※税務署処理欄	整理番号		部門番号		申請年月日	年　月　日	通信日付印 年　月　日	確認	
	入力処理	年　月　日	番号確認		身元確認	□ 済 □ 未済	確認書類	個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（　　）	
	登録番号	T							

注意　1　記載要領等に留意の上、記載してください。
2　税務署処理欄は、記載しないでください。
3　この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書（次葉）」を併せて提出してください。

インボイス制度

この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

国内事業者用

適格請求書発行事業者の登録申請書（次葉）

【２／２】

氏名又は名称	

この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

免税事業者の確認

該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付し記載してください。

□　令和５年10月１日の属する課税期間中に登録を受け、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第44条第４項の規定の適用を受けようとする事業者
※　登録開始日から納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなります。

個人番号					
事業内容等	生年月日（個人）又は設立年月日（法人）	１明治・２大正・３昭和・４平成・５令和　年　月　日	法人のみ記載	事業年度	自　月　日 至　月　日
				資本金	円
	事業内容				

□　消費税課税事業者（選択）届出書を提出し、納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日から登録を受けようとする事業者

課税期間の初日
※　令和５年10月１日から令和６年３月31日までの間のいずれかの日
令和　年　月　日

登録要件の確認

課税事業者です。 ※　この申請書を提出する時点において、免税事業者であっても、「免税事業者の確認」欄のいずれかの事業者に該当する場合は、「はい」を選択してください。	□　はい　□　いいえ
消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。 （「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。）	□　はい　□　いいえ
その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しています。	□　はい　□　いいえ

参考事項

「適格請求書発行事業者の登録申請書（国内事業者用）及び次葉」の記載要領等

1　提出すべき場合

この申請書は、国内において課税資産の譲渡等を行い、又は行おうとする事業者であって、適格請求書の交付をしようとする国内事業者が、税務署長の登録を受けようとする場合に提出するものです（所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）第５条の規定による改正後の消費税法（以下「法」といいます。）57の２②及び所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則（以下「附則」といいます。）44①）。

（注）１　この申請書を提出するときは、次葉を併せて提出してください。

２　登録を受けることができる事業者は、登録時に課税事業者である場合に限ります。ただし、附則第44条第４項の規定の適用を受けようとする場合は、登録時に免税事業者であっても登録を受けることができます。

３　登録を受けた日の属する課税期間の翌課税期間以後の課税期間においては、基準期間における課税売上高が1,000万円以下となった場合であっても、納税義務の免除の規定の適用はありません（法９①）。

４　附則第44条第４項の規定の適用を受ける場合は、登録を受けた日から納税義務の免除の規定の適用はありません（令和５年10月１日の属する課税期間の初日から登録を受けた日の前日までは免税事業者ですが、登録を受けた日から課税事業者となるため、登録を受けた日以降の取引について、消費税の申告が必要となります。）。

５　登録を受けた適格請求書発行事業者は、適格請求書発行事業者登録簿に登載されます。適格請求書発行事業者登録簿に登載された事項に変更があった場合は、「適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書（第２－⑴号様式（令和５年10月１日以後は第２－⑵号様式））」を提出する必要があります（法57の２⑧）。

６　適格請求書発行事業者が登録の取消しを求めるときは、令和５年10月１日以後に「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書（第３号様式）」を提出する必要があります（法57の２⑩一）。

2　提出時期等

この申請による登録の効力は、税務署長が登録をした日から生じます。

令和５年10月１日に登録を受けようとする事業者は、令和５年３月31日（特定期間における課税売上高又は給与等支払額の合計額が1,000万円を超えたことにより、納税義務が免除されないこととなる場合は令和５年６月30日）までにこの申請書を提出する必要があります（附則44①）。

なお、免税事業者が、納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日（令和５年10月２日から令和５年11月１日までの間のいずれかの日に限ります。）から登録を受けようとする場合は、当該課税期間の初日の前日から起算して１月前までにこの申請書を提出する必要があります（法57の２②及び消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第135号）第１条の規定による改正後の消費税法施行令70の２）。

適格請求書発行事業者の登録には、一定の審査期間を要しますので、余裕を持って申請書を提出してください。

（注）１　令和５年10月１日より前に登録された場合は、令和５年10月１日に登録されたものとみなされます（附則44③）。

２　令和５年10月１日から登録を受けようとする事業者が、令和５年３月31日（特定期間における課税売上高又は給与等支払額の合計額が1,000万円を超えたことにより、納税義務が免除されないこととなる場合は令和５年６月30日）までにこの申請書を提出できなかったことにつき、困難な事情がある場合、その困難な事情を記載して提出し、法第57条の２第３項の規定により登録されたときは、令和５年10月１日に登録を受けたものとみなされます（消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第135号）附則15）。

3　記載要領

⑴　「事業者区分」欄は、この申請書を提出する時点において、該当する事業者の区分に応じて□にレ印を付します。免税事業者に該当する場合は、次葉「免税事業者の確認」欄を記載してください。

⑵　次葉「免税事業者の確認」欄は、次のイ又はロいずれかの該当する事業者の区分に応じて□にレ印を付し、次により記載します。

イ　令和５年10月１日の属する課税期間中に登録を受け、附則第44条第４項の規定の適用を受けようとする事業者に該当する場合、次により「事業内容等」欄を記載します。

（ｲ）　「生年月日又は設立年月日」欄は、個人事業者は生年月日を、法人は設立年月日を記載します。
なお、元号は、該当する箇所に○を付します。

（ﾛ）　「事業年度」欄は、法人の事業年度を記載します（個人事業者は不要です。）。
なお、設立１期目で事業年度が変則的なものとなる場合などは、通常時の事業年度を記載します。

（ﾊ）　「資本金」欄は、資本金の額又は出資の金額を記載します（個人事業者は不要です。）。

また、個人事業者は、「個人番号」欄に個人番号を記載します（本人確認書類(※)の提示又は写しの添付が必要です。）。この申請書の控えを保管する場合は、その控えには個人番号を記載しないなど、個人番号の取扱いには十分にご注意ください。

(※)本人確認書類

区分	本人確認書類
マイナンバーカードをお持ちの方	マイナンバーカード
マイナンバーカードをお持ちでない方	番号確認書類（通知カード(注)など）＋身元確認書類（運転免許証など）

(注)　「通知カード」は令和２年５月25日に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用できます。

ロ　「消費税課税事業者届出書」又は「消費税課税事業者選択届出書」を提出し、納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日から登録を受けようとする事業者に該当する場合、「消費税課税事業者届出書」又は「消費税課税事業者選択届出書」の「適用開始課税期間(自)」欄に記載した年月日を「課税期間の初日」欄に記載します。ただし、当該課税期間の初日が令和５年10月１日から令和６年３月31日の場合に限ります。

この場合、「消費税課税事業者届出書」又は「消費税課税事業者選択届出書」は、この申請書の提出前又は提出と同時に提出してください。

(3)　次葉「登録要件の確認」欄は、この登録を受けるに当たり必要な要件を記載しています。該当する□にレ印を付します。

(4)　次葉「参考事項」欄は、その他参考となる事項等がある場合に記載します。

(5)　記載内容等についてご不明な場合は、最寄りの税務署にお問い合わせください。

4　公表事項について

(1)　申請書に記載した次の事項は、国税庁ホームページで公表されます。

なお、常用漢字等を使用して公表しますので、この申請書に記載した文字と公表される文字とが異なる場合があります。

イ　申請者の氏名又は名称

ロ　法人（人格のない社団等を除く。）にあっては、本店又は主たる事務所の所在地

(2)　申請書に記載した事項以外で、次の事項については申請者からの申出により公表ができます。公表を希望する場合は、この申請書以外に「適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書」を提出してください。

事業者区分	公表を希望する事項
個人事業者	・主たる屋号 ・主たる事務所の所在地等 ・通称（住民票に併記されている通称に限る。）(※) ・旧姓（旧氏）氏名（住民票に併記されている旧姓（旧氏）に限る。）(※)
人格のない社団等	・本店又は主たる事務所の所在地

(※)　通称又は旧姓（旧氏）氏名は、氏名として公表するか氏名と併記して公表するかを選択できます。

通称又は旧姓（旧氏）氏名の公表を希望する場合は、住民票の写しの添付が必要です。ただし、e-Taxにより提出する場合は、添付を省略することができます。

5　留意事項

(1)　通知される登録番号は、次のとおりです。

イ　登録時に法人番号を有する法人

法人番号及びその前に付されたローマ字の大文字Tにより構成されるもの

ロ　イ以外の課税事業者

13桁の数字（法人番号と重複しないものとし、当該課税事業者の個人番号と重複しないもの）及びその前に付されたローマ字の大文字Tにより構成されるもの

(2)　課税事業者がこの申請書を提出した後、令和５年10月１日の属する課税期間に免税事業者となった場合においても、令和５年10月１日の属する課税期間中に登録を受けると、附則第44条第４項の規定の適用により令和５年10月１日以後は納税義務の免除の規定の適用はありません（当該課税期間の初日から登録を受けた日の前日までは免税事業者ですが、登録を受けた日から課税事業者となるため、登録を受けた日以降の取引について、消費税の申告が必要となります。）。

また、免税事業者がこの申請書を提出した後、令和５年10月１日の属する課税期間において課税事業者となった場合は、附則第44条第４項の規定の適用はありません（当該課税期間について、消費税の申告が必要となります。）。

３． 適格請求書発行事業者の登録制度

(1) 登録申請の流れ

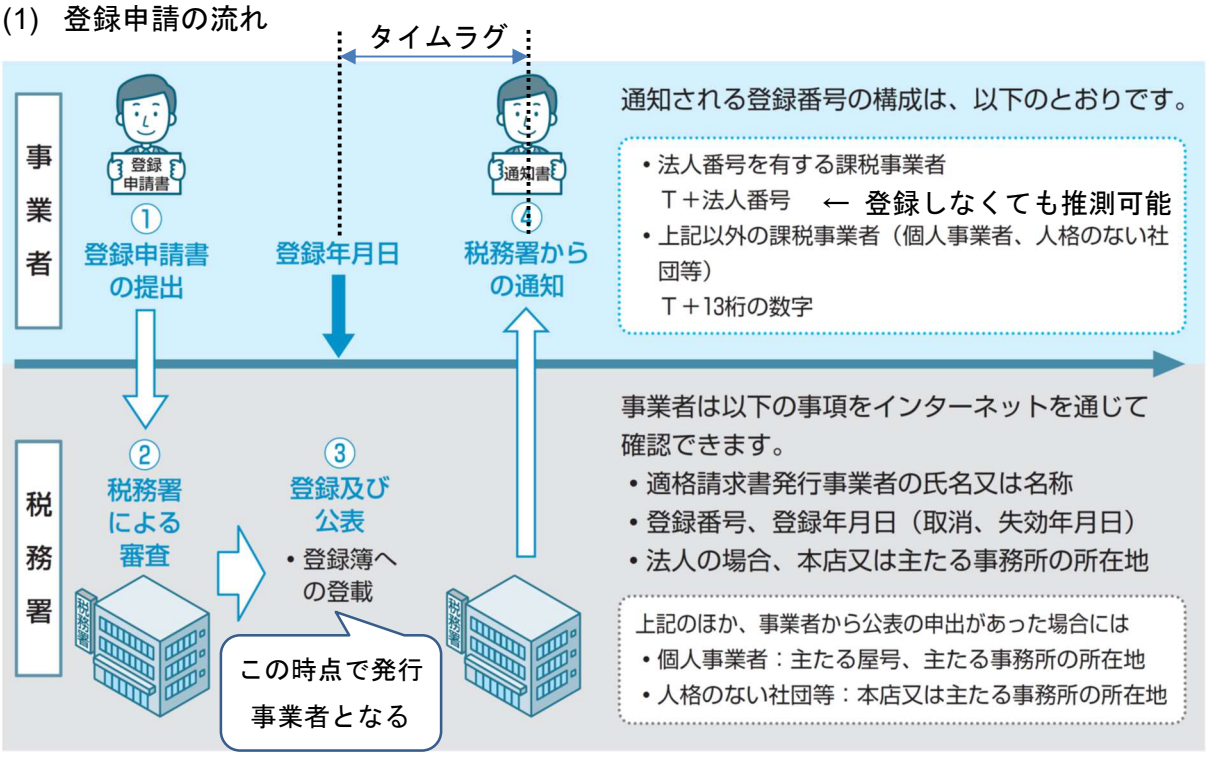

① 郵送等により提出する場合の送付先は、各国税局のインボイス登録センターとなる。

・大阪国税局インボイス登録センターは西税務署内に設置。

・書面の申請書等を、センターへ直接持ち込む事はできない。

・所轄税務署の窓口及び時間外収受箱へ提出することも可能。

（センターへの郵送に協力願うとのこと）

② 国税庁ＨＰ「適格請求書発行事業者公表サイト」(https://www.invoice-kohyo.nta.go.jp/)にて公表。原則として登録日の翌日に公表サイトに掲載される。

ただし，令和３年 10 月は多くの登録申請書が提出されて審査に時間を要することが予想されるため、10 月中に登録された事業者は一括して令和３年 11 月１日に公表サイトに掲載される。

③ 登録申請書を提出してから登録の通知を受けるまでの期間は、登録申請書の提出件数や個々の審査等に要する期間によって異なるが、書面で提出された登録申請書については１か月程度、e-Tax で提出された登録申請書については２週間程度の期間が見込まれる。

④ **登録申請手続等は e-Tax によることも可能。**国税庁では、「e-Tax ソフト」、「e-Tax ソフト(WEB 版)」及びスマートフォンから申請できる「e-Tax ソフト(SP 版)」による対応を行う予定。

登録申請書を e-Tax で作成する際に「登録通知書の電子通知」に同意すると登録通知をデータで受け取ることができる。データで受け取ることによるメリットは以下のとおり。

申請者にとって…

➢ **登録通知が早く受け取れる！**

税務署における登録とほぼ同時に受け取れます。

➢ **紛失リスクがない！**

登録通知は、メッセージボックス内に保管されるため書面のように紛失リスクがありません(1,900日間保存)。

➢ **取引先への連絡が便利！**

メールに登録通知のデータを添付して取引先に連絡することもできます。

関与税理士にとって…

➢ **税理士にもお知らせが届く！**

事前にメールアドレスを登録しておけば、関与先の登録通知があったことをメールで関与税理士にもお知らせします。

取引先にとって…

➢ **書面保存が不要！**

登録通知を電子データで受領することで書面保管が不要です。

➢ **真正性の確認が可能！**

登録通知の電子データに税務署による認証を付しているため、e-Taxソフト又はe-Taxソフト（WEB版）を利用すれば、税務署が作成した改ざんのないデータであることが確認できます。

国税庁リーフレット「『データ』で受け取ると『書面』に比べてこんなに便利！！」より

(2) 登録申請のスケジュール

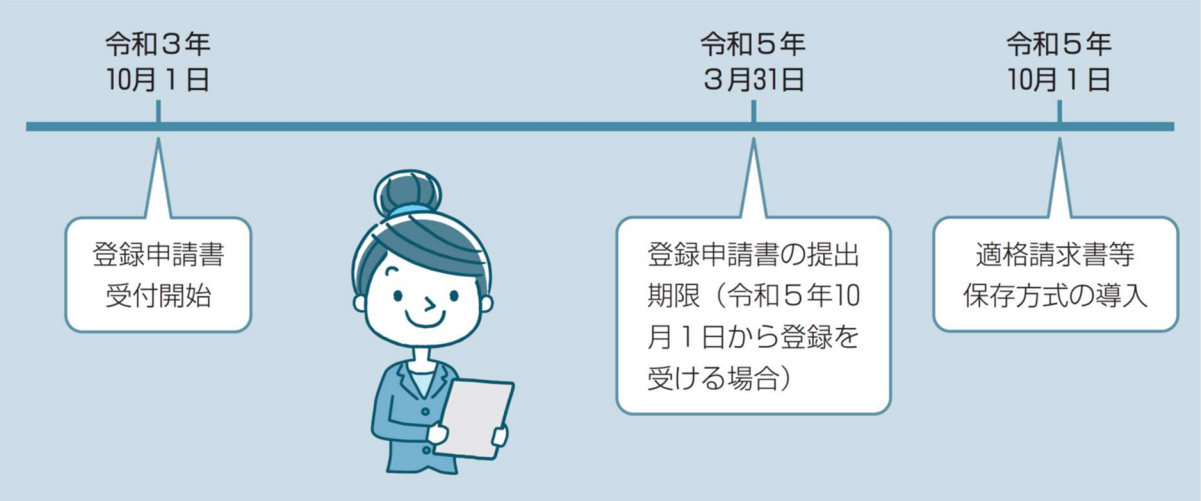

① **登録申請書は、令和３年 10 月１日から提出が可能。**適格請求書等保存方式が導入される令和５年 10 月１日から登録を受けるには、令和５年３月 31 日までに申請書を提出する必要がある。

ただし、令和５年３月 31 日までに提出することについて困難な事情がある場合は、令和５年９月 30 日までに登録申請書にその困難な事情を記載して提出し、税務署長により登録を受けることにより、令和５年 10 月１日に登録を受けたものとみなされる。この場合の「困難な事情」については、その困難の度合いは問わないこととされている。

② **課税事業者は、課税期間の途中であっても登録申請書を提出し、登録を受けることができる。**登録申請書を提出し登録を受けた場合、登録の効力は、登録日から生じる。

③ **新設法人が、事業開始日の属する課税期間の初日から登録を受けようとする旨を記載した登録申請書を、事業開始日の属する課税期間の末日までに提出した場合**において、税務署長により登録簿への登載が行われたときは、**その課税期間の初日に登録を受けたものとみなされる**（新消令 70 の４、新消規 26 の４、インボイス通達２－２）。

(3)　免税事業者の登録手続

①　免税事業者が登録を受けるためには、原則として課税事業者選択届出書を提出し、課税事業者となる必要がある。

ただし、令和５年 10 月１日を含む課税期間中に登録を受ける場合に限り、

・登録を受けた日から課税事業者となる　（通常は課税期間の初日から）

・課税事業者選択届出書の提出は不要　（通常は届出が必要）

という経過措置が設けられている。

【経過措置が適用される場合】

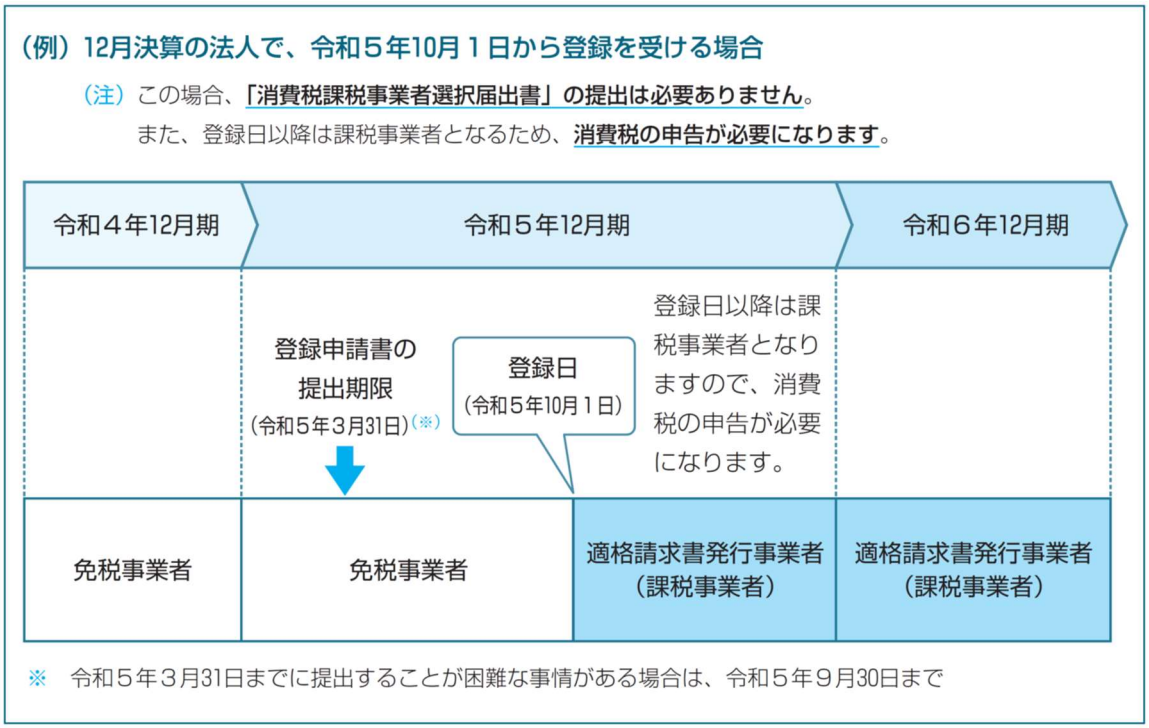

この経過措置の適用を受ける事業者が、登録日の属する課税期間中にその課税期間から簡易課税制度の適用を受ける旨を記載した「消費税簡易課税制度選択届出書」を、納税地を所轄する税務署長に提出した場合には、その課税期間の初日の前日に消費税簡易課税制度選択届出書を提出したものとみなされ、その課税期間から簡易課税制度の適用を受けることができる（改正令附則 18）。

② 免税事業者が課税事業者となることを選択した課税期間の初日から登録を受けようとする場合は、その課税期間の初日の前日から起算して１月前の日までに、登録申請書を提出しなければならない（新消法 57 の２②、新消令 70 の２）。

【通常の場合】

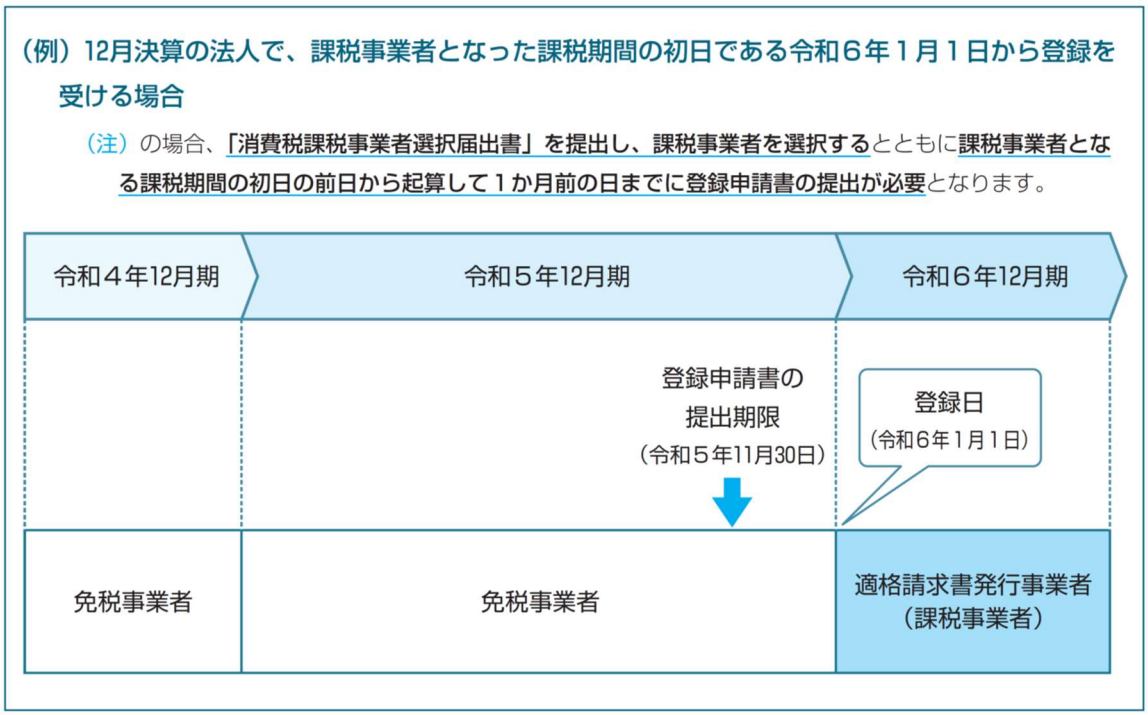

③ 免税事業者である新設法人の場合、事業開始日の属する課税期間の末日までに課税事業者選択届出書を提出すれば、その事業開始日の属する課税期間の初日から課税事業者となることができる（消法９④、消令 20 一）。

したがって、免税事業者である新設法人が事業開始（設立）時から、適格請求書発行事業者の登録を受けるためには、設立後、その課税期間の末日までに、課税事業者選択届出書と登録申請書を併せて提出することが必要となる。

（例） 令和５年 11 月１日に法人（３月決算）を設立し、令和６年２月１日に登録申請書と課税選択届出書を併せて提出した免税事業者である新設法人の場合

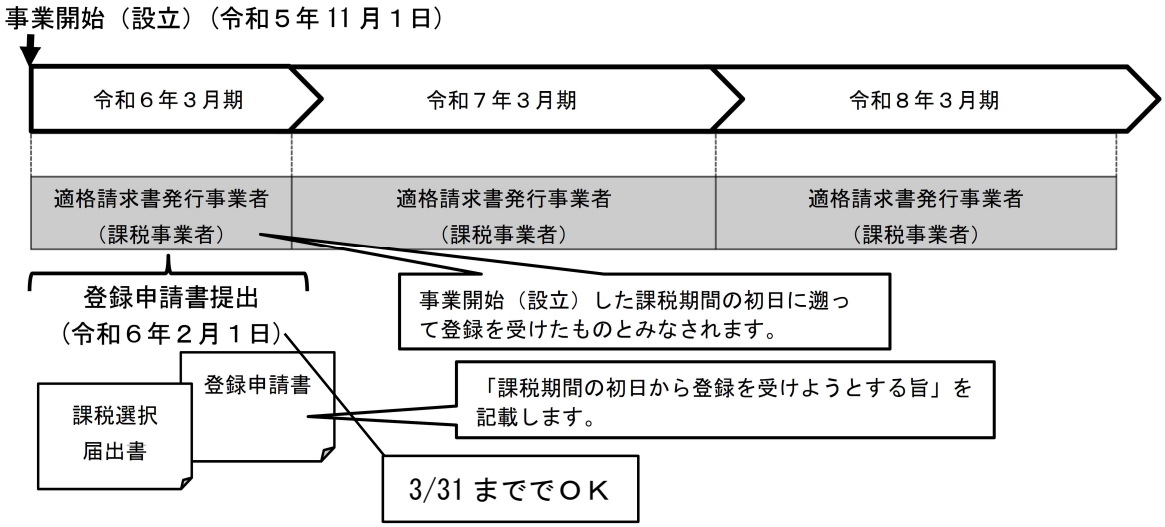

国税庁「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する Q&A」（令和３年７月改訂）問 12

(4) 【検討】登録は義務か？

適格請求書発行事業者の**登録を受けるかどうかは事業者の任意。**ただし、**登録を受けなければ、適格請求書を交付することができないため、取引先は仕入税額控除を行うことができない**こととなる。

また、適格請求書発行事業者は、課税事業者である取引の相手方から交付を求められたときには、適格請求書を交付しなければならないが、一方で、消費者や免税事業者など、課税事業者以外の者に対する交付義務はない。このため、**例えば顧客が消費者のみの場合には、必ずしも適格請求書を交付する必要はないこととなる。**

これらの点を踏まえ、登録の必要性を検討することとなる。

(5) 適格請求書等への登録番号の記載時期

① 令和５年９月 30 日以前の請求書への記載

令和３年 10 月以後、早い時期に登録申請書を提出した場合など、令和５年９月 30 日以前に登録番号が通知される可能性がある。この場合、**令和５年９月 30 日以前に交付する区分記載請求書等に登録番号を記載しても差し支えない。**

適格請求書の記載事項を満たした請求書等は、区分記載請求書等として必要な記載事項を満たしているため、区分記載請求書等保存方式の間に交付しても問題ない。

② 登録日から登録の通知を受けるまでの間の取扱い

登録の効力は、通知の日にかかわらず、適格請求書発行事業者登録簿に登載された日（登録日）に発生する。このため、登録日以降の取引については、相手方（課税事業者に限る。）の求めに応じ、適格請求書の交付義務がある（インボイス通達２－４）。

ただし、登録の通知を受ける前に登録番号を記載した適格請求書を発行することは想定しにくいため、登録日から登録の通知を受けるまでの間の取引については、相手方に交付する請求書は登録番号の記載がなく適格請求書の記載事項を満たしていないこととなる。

この場合、通知を受けた後、登録番号等を記載し、適格請求書の記載事項を満たした請求書を改めて相手方に交付する必要があるが、通知を受けた後に登録番号などの適格請求書の記載事項として不足する事項を相手方に書面等(注)で通知することで、既に交付した請求書と合わせて適格請求書の記載事項を満たすことも可能（インボイス通達２－４）。

（注）既に交付した書類との相互の関連が明確であり、書面等の交付を受ける事業者が適格請求書の記載事項を適正に認識できるものに限る。

(6) 登録の取りやめ

適格請求書発行事業者は、納税地を所轄する税務署長に「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書（登録取消届出書）」を提出することにより、適格請求書発行事業者の登録の効力を失わせることができる（新消法 57 の２⑩一）。

この場合、原則として、**登録取消届出書の提出があった日の属する課税期間の翌課税期間の初日に登録の効力が失われる**こととなる（新消法 57 の２⑩一）。

ただし、**登録取消届出書を、その提出のあった日の属する課税期間の末日から起算して 30 日前の日から、その課税期間の末日までの間に提出した場合は、その提出があった日の属する課税期間の翌々課税期間の初日に登録の効力が失われる**こととなるため注意が必要。

（例１）　適格請求書発行事業者である法人（３月決算）が令和７年２月１日に登録取消届出書を提出した場合

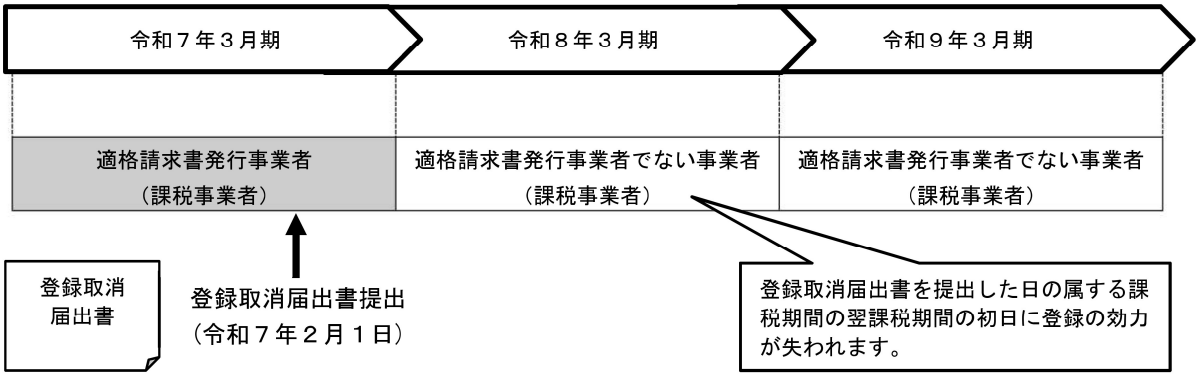

（例２）　適格請求書発行事業者である法人（３月決算）が令和７年３月 15 日に登録取消届出書を提出した場合（届出書を、その提出のあった日の属する課税期間の末日から起算して 30 日前の日から、その課税期間の末日までの間に提出した場合）

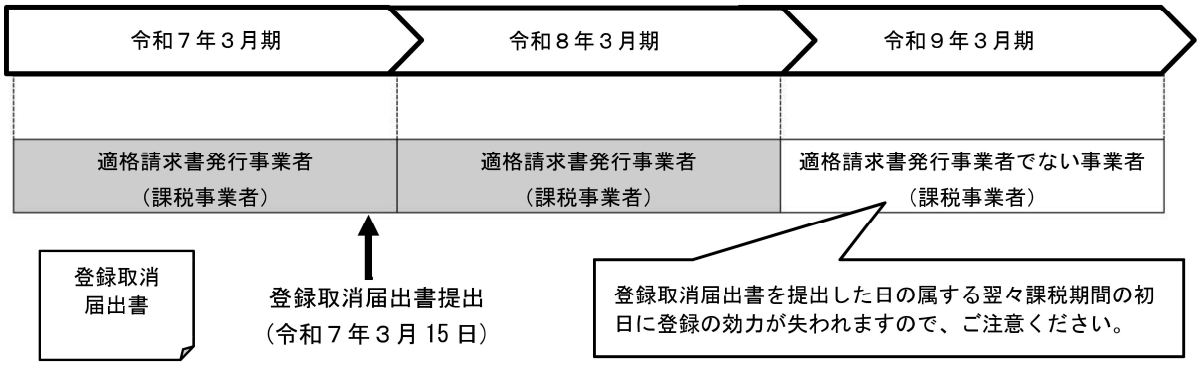

国税庁「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する Q&A」（令和 3 年 7 月改訂）問 14

(7)　免税事業者が登録の取りやめを行う場合

(3)①の経過措置を利用し、登録時に課税事業者選択届出書を提出しなかった場合には、**「登録取消届出書」を所轄税務署長に提出すれば「消費税課税事業者選択不適用届出書」を提出しなくても免税事業者に戻ることができる。**一方、(3)②のように、登録時に原則どおり課税事業者選択届出書を提出した場合には，**「登録取消届出書」だけでなく，「消費税課税事業者選択不適用届出書」も提出しなければ免税事業者に戻ることはできない。**

したがって、登録した際に経過措置を適用したかどうかは適切に管理しておく必要がある。

４． 適格請求書等の作成・交付について（売手側の義務）

(1) 適格請求書の交付義務

適格請求書発行事業者は、国内における課税売上げ（注１、２）の相手方の事業者（課税事業者に限る。）から求められた場合には、原則として、「適格請求書」を交付しなければならない。

なお、適格請求書の交付に代え、適格請求書に係る電磁的記録を提供することも認められる。

また、返品や値引き等の売上げに係る対価の返還等を行う場合には、「適格返還請求書」を交付しなければならない。

（注１）課税売上げに係る適用税率は問わないため、標準税率の取引のみを行っている場合でも、相手方（課税事業者）から交付を求められたときは、適格請求書の交付義務がある。

（注２）免税取引、非課税取引及び不課税取引のみを行った場合については、適格請求書の交付義務は課されない。

【電磁的記録による提供方法の例】

① 光ディスク、磁気テープ等の記録用の媒体による提供
② ＥＤＩ取引（注３）における電子データの提供
③ 電子メールによる電子データの提供
④ インターネット上にサイトを設け、そのサイトを通じた電子データの提供

（注３）ＥＤＩ(Electronic Data Interchange)取引とは、異なる企業・組織間で商取引に関連するデータを、通信回線を介してコンピュータ間で交換する取引等をいう。

(2) 適格請求書の記載事項

下線の項目が、現行の区分記載請求書の記載事項に追加される部分

① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称（注１）及び<u>登録番号</u>
② 課税資産の譲渡等を行った年月日
③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容
（課税資産の譲渡等が軽減対象課税資産の譲渡等（注２）である場合には、資産の内容及び軽減対象課税資産の譲渡等である旨）
④ 税率ごとに区分した課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額の合計額及び<u>適用税率</u>（注３）
⑤ <u>税率ごとに区分した消費税額等</u>（注４）
⑥ 書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称

（注１）例えば、電話番号を記載するなどし、適格請求書を交付する事業者を特定することができれば、屋号や省略した名称などの記載でも差し支えない。
（注２）令和５年10月１日以降、軽減税率の対象取引は「軽減対象課税資産の譲渡等・軽減対象課税貨物」と定義付けられるが、その範囲は「軽減対象資産の譲渡等・軽減対象貨物」と変わらない。
（注３）地方消費税相当分を含む税率（10％又は８％）
（注４）消費税額及び地方消費税額の合計額。

請求書

㈱〇〇御中　　XX 年 11 月 30 日

11 月分 131,200 円（税込）

日付	品名	金額
11/1	小麦粉　※	5,400 円
11/1	牛肉　　※	10,800 円
11/2	ｷｯﾁﾝﾍﾟｰﾊﾟｰ	2,200 円
⋮	⋮	⋮
合計		131,200 円
10%対象	88,000 円	（消費税　8,000 円）
８%対象	43,200 円	（消費税　3,200 円）

※　軽減税率対象品目

△△商事㈱

登録番号　T1234567890123

記載事項④

記載事項⑤

記載事項①

国税庁「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する Q&A」（令和 3 年 7 月改訂）問 43

（参考）現行の区分記載請求書の記載事項

① 書類の作成者の氏名又は名称
② 資産の譲渡等の年月日
③ 課税資産の譲渡等に係る内容（軽減対象資産の譲渡等である旨）
④ 税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）
⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

区分記載請求書

請求書

㈱〇〇御中　　XX 年 11 月 30 日

11 月分　131,200 円（税込）

日付	品名	金額
11/1	小麦粉 ※	5,400 円
11/1	牛肉 ※	10,800 円
11/2	ｷｯﾁﾝﾍﾟｰﾊﾟｰ	2,200 円
⋮	⋮	⋮
合　計		131,200 円
10%　対象		88,000 円
８%　対象		43,200 円

※軽減税率対象　　△△商事㈱

適格請求書

請求書

㈱〇〇御中　　XX 年 11 月 30 日

11 月分　131,200 円（税込）

日付	品名	金額
11/1	小麦粉 ※	5,000 円
11/1	牛肉 ※	10,000 円
11/2	ｷｯﾁﾝﾍﾟｰﾊﾟｰ	2,000 円
⋮	⋮	⋮
合　計	120,000 円　消費税 11,200 円	
10%対象	80,000 円　消費税	8,000 円
８%対象	40,000 円　消費税	3,200 円

※軽減税率対象　　△△商事㈱

登録番号 T12345……

区分記載請求書の記載事項に以下を加えます。
① 登録番号
② 税率ごとの消費税額及び適用税率
（税率ごとに区分して合計した額は、「税抜き」又は「税込み」のいずれでもかまいません。）

国税庁「消費税軽減税率制度の手引き」（令和 3 年 8 月版）

(3) 軽減税率の適用対象となる商品がない場合

次の記載例のように、軽減税率制度の実施前の請求書等の記載事項に加え、適格請求書として必要な事項（上記(2)①、③、④及び⑤の下線部分）を記載することが必要となる。

販売する商品に軽減税率の適用対象となるものがなければ、③の「軽減対象資産の譲渡等である旨」の記載は不要であり、これまでと同様に課税資産の譲渡等の対価の額（税込価格）の記載があれば、結果として④の「課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額」の記載があるものとなる。

ただし、④の適用税率（10%）や⑤の消費税額等の記載は必要となる。

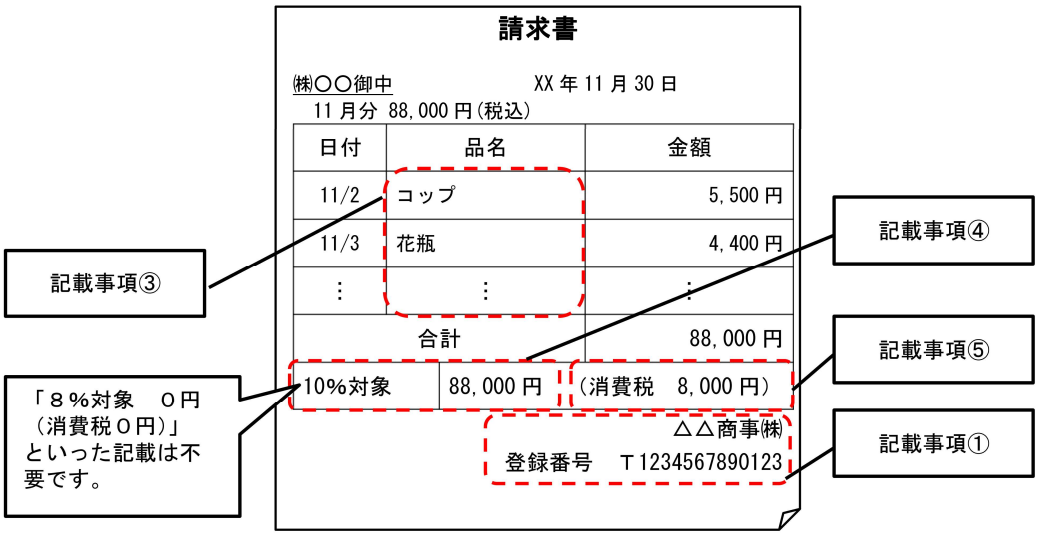

国税庁「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する Q&A」（令和 3 年 7 月改訂）問 58

(4) 端数処理

○　適格請求書の記載事項である「税率ごとに区分した消費税額等」に１円未満の端数が生じる場合には、一の適格請求書につき、税率ごとに１回の端数処理を行います。

※　端数処理は、「切上げ」、「切捨て」、「四捨五入」など任意の方法で行うこととなります。

○　したがって、「税率ごとに区分して合計した対価の額」に税率を乗じるなどして、計算することとなります【例①】。

※　例えば、一の適格請求書に記載されている個々の商品ごとに消費税額等を計算し、端数処理を行い、その合計額を「税率ごとに区分した消費税額等」として記載することは認められません【例②】。

【例①：**認められる**例】

請求書

○○㈱ 御中　　○年11月30日

㈱△△

請求金額（税込）60,197円　　（T123…）

※は軽減税率対象

取引年月日	品名	数量	単価	税抜金額	消費税額
11/2	トマト　※	83	167	13,861	－
11/2	ピーマン ※	197	67	13,199	－
11/15	花	57	77	4,389	－
11/15	肥料	57	417	23,769	－
８%対象計				27,060	端数処理 → 2,164
10%対象計				28,158	端数処理 → 2,815

【例②：**認められない**例】

請求書

○○㈱ 御中　　○年11月30日

㈱△△

請求金額（税込）60,195円　　（T123…）

※は軽減税率対象

取引年月日	品名	数量	単価	税抜金額	消費税額
11/2	トマト　※	83	167	13,861	行ごとに端数処理 → 1,108
11/2	ピーマン ※	197	67	13,199	行ごとに端数処理 → 1,055
11/15	花	57	77	4,389	行ごとに端数処理 → 438
11/15	肥料	57	417	23,769	行ごとに端数処理 → 2,376
８%対象計				27,060	2,163
10%対象計				28,158	2,814

合算

《計算例》

・　税率ごとに、個々の商品に係る「税抜金額」を合計

→　８%対象：27,060円（税抜き）

　　10%対象：28,158円（税抜き）

・　それぞれ、消費税額を計算

（税率ごとに端数処理１回ずつ）

→　８%対象：27,060×8／100=2,164.8→2,164円

　　10%対象：28,158×10／100=2,815.8→2,815円

⇒　適格請求書の記載事項として**認められる**。

《計算例》

・　個々の商品ごとに消費税額を計算

（その都度端数処理）

・　計算した消費税額を、税率ごとに合計

⇒　個々の商品の数だけ端数処理を行うこととなり、適格請求書の記載事項としては**認められない**。

※　個々の商品ごとの消費税額を参考として記載することは、差し支えありません。

国税庁「適格請求書等保存方式の概要　－インボイス制度の理解のために－」（令和３年７月）

(5) 記載事項に誤りがあった場合

適格請求書発行事業者が交付・提供した適格請求書等の**記載事項に誤りがあった場合は、交付した相手方（課税事業者に限る）に対して、修正した適格請求書等を交付・提供しなければならない**（新消法 57 の４④⑤）。

区分記載請求書等とは異なり、交付を受けた事業者が自ら追記や修正を行うことはできない為、仕入税額控除を行うためには必ず売手である適格請求書発行事業者から、修正した適格請求書等の交付等を受ける必要がある。

(6) 適格請求書の様式

適格請求書の**様式は、法令等で定められていない**ため、適格請求書として**必要な記載事項が記載された書類**（請求書、納品書、領収書、レシート等）**であれば、その名称を問わず、適格請求書に該当する**（新消法 57 の４①、インボイス通達３－１）。

たとえ、**手書きの領収書であっても必要な事項が記載されていれば該当する。**

(7) 適格簡易請求書

① 概要

小売業等の不特定多数の者に課税資産の譲渡等を行う一定の事業を行う場合には、適格請求書に代えて、「適格簡易請求書」を交付することができる（新消法 57 の４②）。

【適格簡易請求書の発行が可能な事業】（新消令 70 の 11）

- **小売業、飲食店業、写真業、旅行業**
- **タクシー業**
- **不特定多数の者に対して行う駐車場業**
- **上記に準ずる不特定多数の者を対象とする一定の営業**

「不特定かつ多数の者に資産の譲渡等を行う事業」であるかどうかは、個々の事業の性質により判断する。例えば、資産の譲渡等を行う者が資産の譲渡等を行う際に相手方の氏名又は名称等を確認せず、取引条件等をあらかじめ提示して相手方を問わず広く資産の譲渡等を行うことが常態である事業などについては、これに該当することとなる。

② 適格簡易請求書の記載事項

① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
② 課税資産の譲渡等を行った年月日
③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容
（その課税資産の譲渡等が軽減対象課税資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象課税資産の譲渡等である旨）
④ 税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等に係る税抜価額又は税込価額
⑤ 税率ごとの消費税額等又は適用税率
※ 適格請求書の記載事項と比べると、書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称の記載が不要である点、**消費税額等と適用税率のいずれか一方の記載で足りる点**が異なる。

【適格簡易請求書の記載例（適用税率のみを記載する場合）】

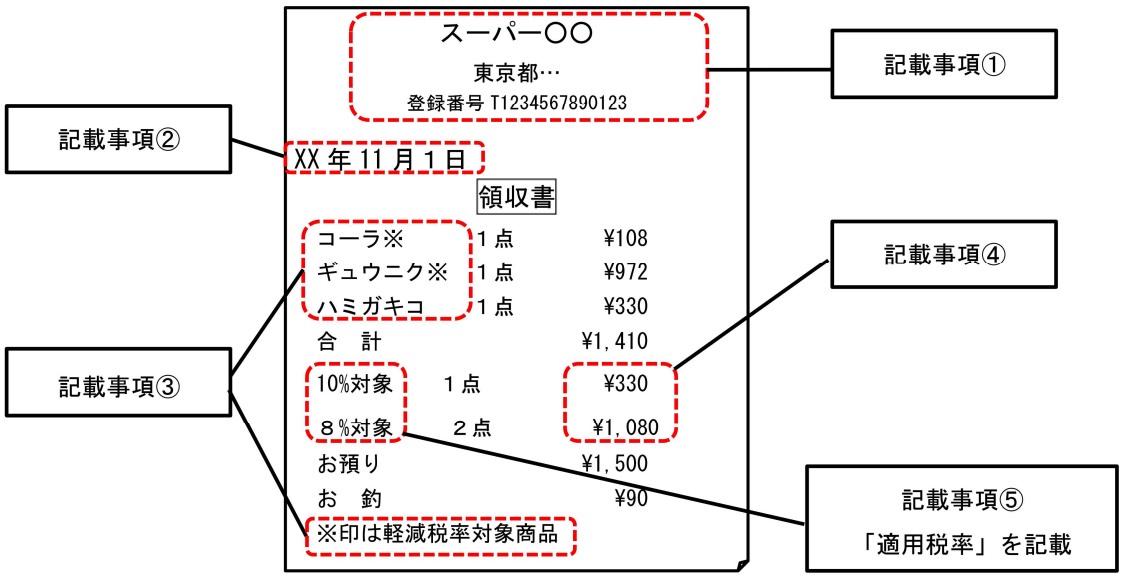

【適格簡易請求書の記載例（税率ごとに区分した消費税額等のみを記載する場合）】

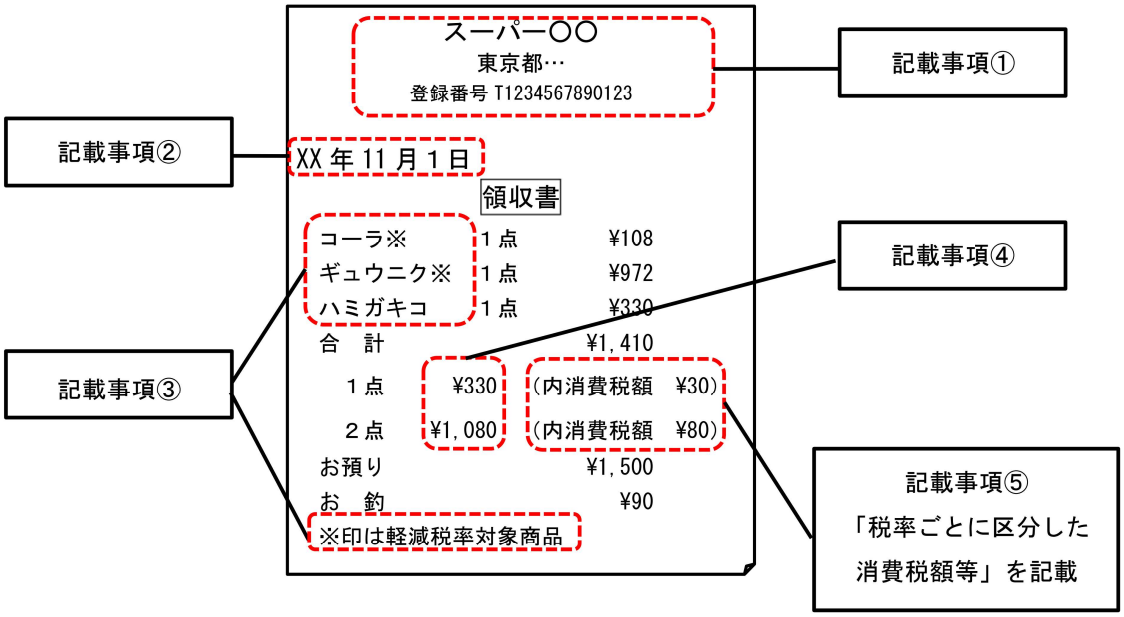

国税庁「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する Q&A」（令和 3 年 7 月改訂）問 47

飲食料品と飲食料品以外の資産を同時に譲渡し、割引券等の利用により、その合計額から一括して値引きを行う場合、税率ごとに区分した値引き後の課税資産の譲渡等の対価の額に対してそれぞれ消費税が課されることとなる。このため、レシート等における「税率ごとに区分して合計した金額」は、値引き後のものを明らかにする必要がある。

国税庁「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する Q&A」（令和 3 年 7 月改訂）問 56

(8) 適格返還請求書

① 交付義務

適格請求書発行事業者には、課税事業者に返品や値引き、割戻し等（売上げに係る対価の返還等）を行う場合、適格返還請求書の交付義務が課されている（新消法 57 の４③）。

② 記載事項

① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
② 返還等を行う年月日及びその返還等のもととなった課税資産の譲渡等を行った年月日（適格請求書を交付した売上げに係るものについては、課税期間の範囲で一定の期間の記載で差し支えない（注）。）
③ 返還等のもととなる課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（その課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨）
④ 返還等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額
⑤ 返還等の金額に係る消費税額等又は適用税率

（注）例えば、月単位や「○月～△月分」といった記載や、「前月末日」や「最終販売年月日」を返還等のもととなった課税資産の譲渡等を行った年月日として記載することも、そのような処理が合理的な方法として継続して行われていれば認められる。

【適格返還請求書の記載例】

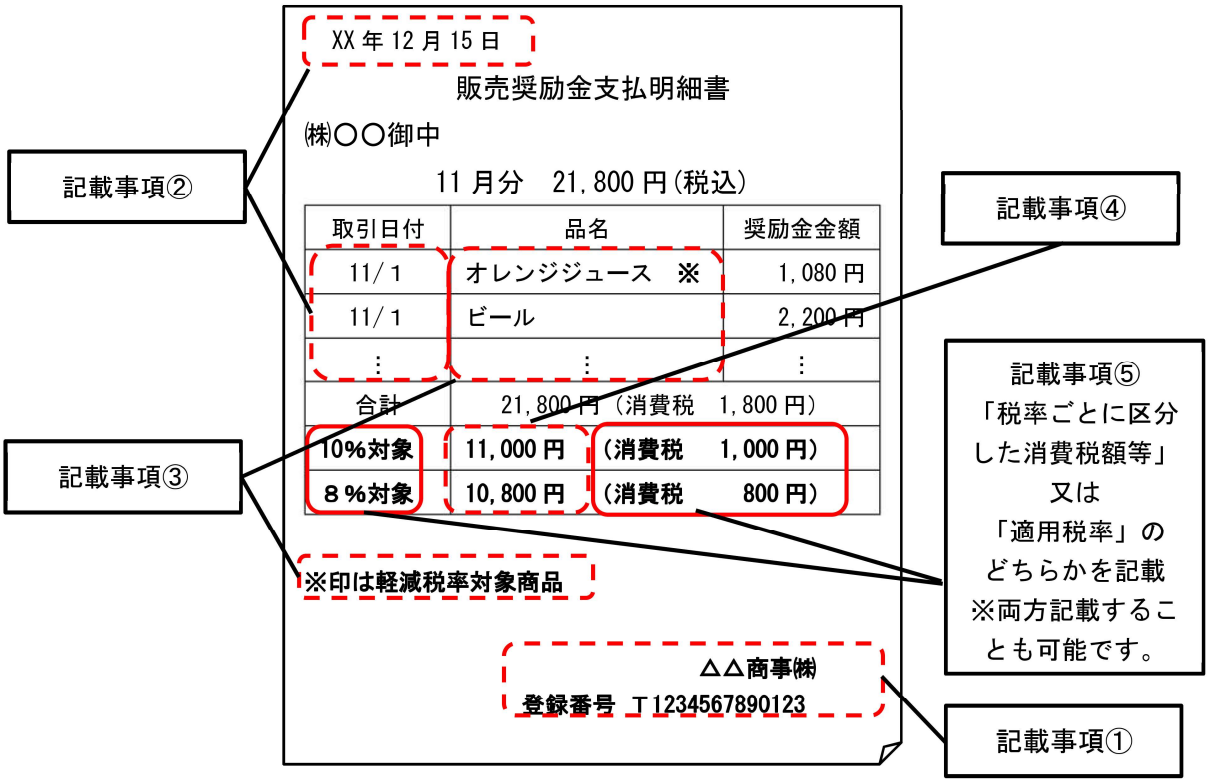

国税庁「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する Q&A」（令和 3 年 7 月改訂）問 49

【適格返還請求書として必要な事項が記載された販売奨励金に係る請求書の記載例】

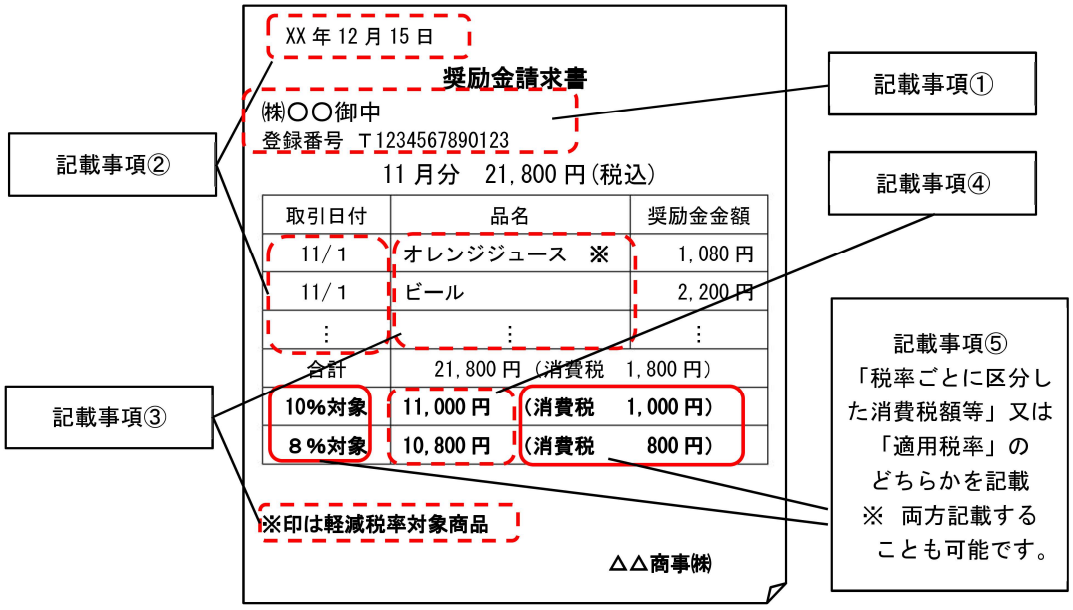

国税庁「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する Q&A」（令和 3 年 8 月改訂）問 52

上記のように取引先が作成する書類である奨励金請求書に、販売奨励金に関する適格返還請求書として必要な事項が記載されていれば、自社と相手方との間で、返還等の内容について記載された書類が共有されているため、改めて、適格返還請求書を交付しなくても差し支えない。

(9)　適格請求書と適格返還請求書を一の書類で交付する場合

以下のように、交付する請求書に適格請求書と適格返還請求書それぞれに必要な記載事項を記載して１枚の書類で交付することも可能。

【課税資産の譲渡等の金額と対価の返還等の金額をそれぞれ記載する場合】

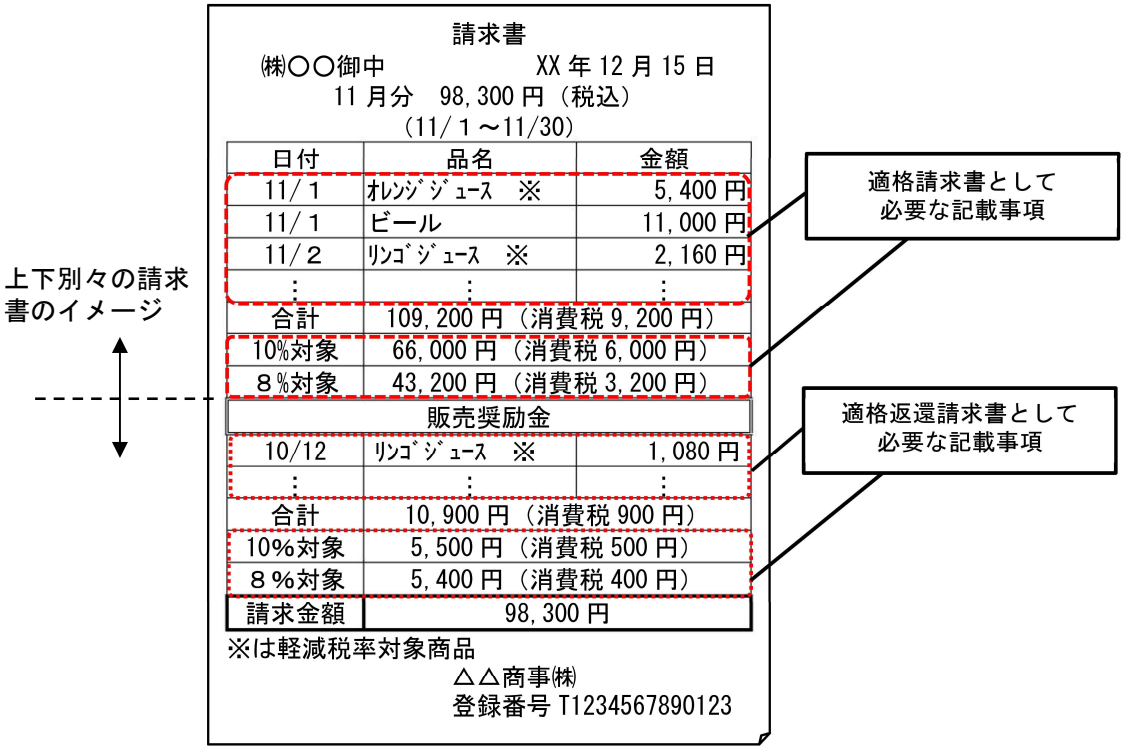

国税庁「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する Q&A」（令和 3 年 7 月改訂）問 51

また、継続して、課税資産の譲渡等の対価の額から返還等の金額を控除した金額及びその金額に基づき計算した消費税額等を税率ごとに請求書等に記載することで、適格請求書の記載事項④及び⑤と適格返還請求書の記載事項④及び⑤の記載を満たすことも可能（インボイス通達３－16）。

この場合、課税資産の譲渡等の金額から売上げに係る対価の返還等の金額を控除した金額に基づく消費税額等の計算については、**税率ごとに１回の端数処理**となる。

【対価の返還等を控除した後の金額を記載する場合の記載例】

請求書

㈱〇〇御中　　XX 年 12 月 15 日

11 月分　98,300 円（税込）

（11/１～11/30）

日付	品名	金額
11/１	ｵﾚﾝｼﾞｼﾞｭｰｽ　※	5,400 円
11/１	ビール	11,000 円
11/２	ﾘﾝｺﾞｼﾞｭｰｽ　※	2,160 円
⋮	⋮	⋮
合計	109,200 円（消費税 9,200 円）	
販売奨励金		
10/12	ﾘﾝｺﾞｼﾞｭｰｽ　※	1,080 円
⋮	⋮	⋮
合計	10,900 円（消費税 900 円）	
請求金額	98,300 円（消費税 8,300 円）	
10%対象	60,500 円（消費税 5,500 円）	
８%対象	37,800 円（消費税 2,800 円）	

※は軽減税率対象商品

△△商事㈱

登録番号 T1234567890123

継続的に、
①課税資産の譲渡等の対価の額から売上げに係る対価の返還等の金額を控除した金額及び
②その金額に基づき計算した消費税額等を
税率ごとに記載すれば記載事項を満たします。

← ここで税率ごとに１回だけ端数処理

国税庁「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する Q&A」（令和３年７月改訂）問 51

(10) 一定期間の取引をまとめた請求書の交付

適格請求書の記載事項は、一の書類のみで全ての記載事項を満たす必要はなく、交付された複数の書類相互の関連が明確であり、適格請求書の交付対象となる取引内容を正確に認識できる方法（例えば、請求書に納品書番号を記載するなど）で交付されていれば、その複数の書類の全体により適格請求書の記載事項を満たすこととなる（インボイス通達３－１）。

【請求書に不足する適格請求書の記載事項を納品書で補完する場合の記載例】

請求書

㈱〇〇御中　　XX 年 11 月 1 日

10 月分（10/１～10/31）109, 200 円（税込）

納品書番号	金額
No.0011	11, 960 円
No.0012	7, 640 円
No.0013	9, 800 円
⋮	⋮
合計	109, 200 円（消費税 9, 200 円）
10%対象	66, 000 円（消費税 6, 000 円）
８%対象	43, 200 円（消費税 3, 200 円）

△△商事㈱
登録番号　T1234567890123

記載事項①

記載事項③

記載事項④

記載事項⑤

ここで税率ごとに端数処理

納品No.0013　納品書
㈱〇〇御中　△△商事㈱

納品No.0012　納品書
㈱〇〇御中　△△商事㈱

納品No.0011　納品書
㈱〇〇御中　△△商事㈱
下記の商品を納品いたします。
XX 年 10 月 1 日

品名	金額
牛肉　※	5, 400 円
じゃがいも　※	2, 160 円
割り箸	1, 100 円
ビール	3, 300 円
合計	11, 960 円

※印は軽減税率対象商品

国税庁「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する Q&A」（令和 3 年 7 月改訂）問 54

また、以下のように、納品書に「税率ごとに区分した消費税額等」を記載する場合は、納品書につき税率ごとに１回の端数処理を行う。

請求書

㈱〇〇御中　　XX 年 11 月 1 日

10 月分（10/１～10/31）

109, 200 円（税込）

納品書番号	金額
No.0011	12, 800 円
No.0012	5, 460 円
No.0013	5, 480 円
⋮	⋮
合　計	109, 200 円

△△商事㈱
登録番号 T1234567890123

納品No.0013　納品書
㈱〇〇御中　△△商事㈱

納品No.0012　納品書
㈱〇〇御中　△△商事㈱

納品No.0011　納品書
㈱〇〇御中　△△商事㈱
下記の商品を納品いたします。
XX 年 10 月 1 日

品名	金額
牛肉　※	5, 400 円
じゃがいも　※	2, 300 円
割り箸	1, 100 円
ビール	4, 000 円
合計	12, 800 円
10%対象	5, 100 円（消費税 464 円）
８%対象	7, 700 円（消費税 570 円）

※は軽減税率対象商品

「税率ごとに区分した消費税額等」
※端数処理は納品書につき税率ごとに１回

（参考）
この場合、請求書に「税率ごとの消費税額等」の記載は不要ですが、納品書に記載した消費税額等の合計額を記載しても差し支えありません。
例）合計　109, 200 円（消費税８％：3, 200 円／10%：6, 000 円）
　　合計　109, 200 円（消費税 9, 200 円）　等
↑ここで端数処理するのではない

国税庁「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する Q&A」（令和 3 年 7 月改訂）問 55

(11) 適格請求書、適格返還請求書の交付免除

事業の性質上、適格請求書を交付することが困難な一定の課税資産の譲渡等については、交付義務が免除される（新消法 57 の４①ただし書）。

【適格請求書の交付が免除となる課税資産の譲渡等】（新消令 70 の９②）

・３万円未満（注１）の公共交通機関（鉄道、バス、船舶）による旅客の運送 ・出荷者が卸売市場においてせり売り等の媒介、取次ぎを行う者を介して行う生鮮食料品等の販売 ・生産者が農業協同組合や漁業協同組合等に委託して無条件委託方式、かつ、共同計算方式により生産者を特定せずに行う、農林水産物の販売 ・３万円未満の自動販売機・自動サービス機による販売（注２） ・郵便切手類のみを対価とする郵便ポストに投函された郵便物等の配達等

（注１）１回の取引の税込価額で３万円未満かどうか判定する。例えば、東京～新大阪間の新幹線の大人運賃が 13,000 円であり、４人分の運送役務の提供を行う場合には、４人分の 52,000 円で判定することとなる。

（注２）例えば、自動販売機による飲食料品の販売のほか、コインロッカーやコインランドリー等によるサービス、金融機関のＡＴＭによる手数料を対価とする入出金や振込サービスのように機械装置のみにより代金の受領と資産の譲渡等が完結するものが該当する。

(12) 委託販売の取扱い

①　代理交付

委託販売の場合、購入者に対して課税資産の譲渡等を行っているのは委託者であるため、本来は委託者が購入者に対して適格請求書を交付しなければならないが、受託者が委託者を代理して、委託者の氏名又は名称及び登録番号を記載した、委託者の適格請求書を、相手方に交付することも認められる（代理交付）。

【代理交付により複数の委託者の取引を記載して交付する場合】

受託者（代理人）が複数の委託者（被代理人）の取引について代理して適格請求書を交付する場合は、各委託者の氏名又は名称及び登録番号を記載する必要がある。また、複数の委託者の取引を一括して請求書に記載して交付する場合、委託者ごとに課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を記載し、消費税額等も委託者ごとに計算し、端数処理を行わなければならない。

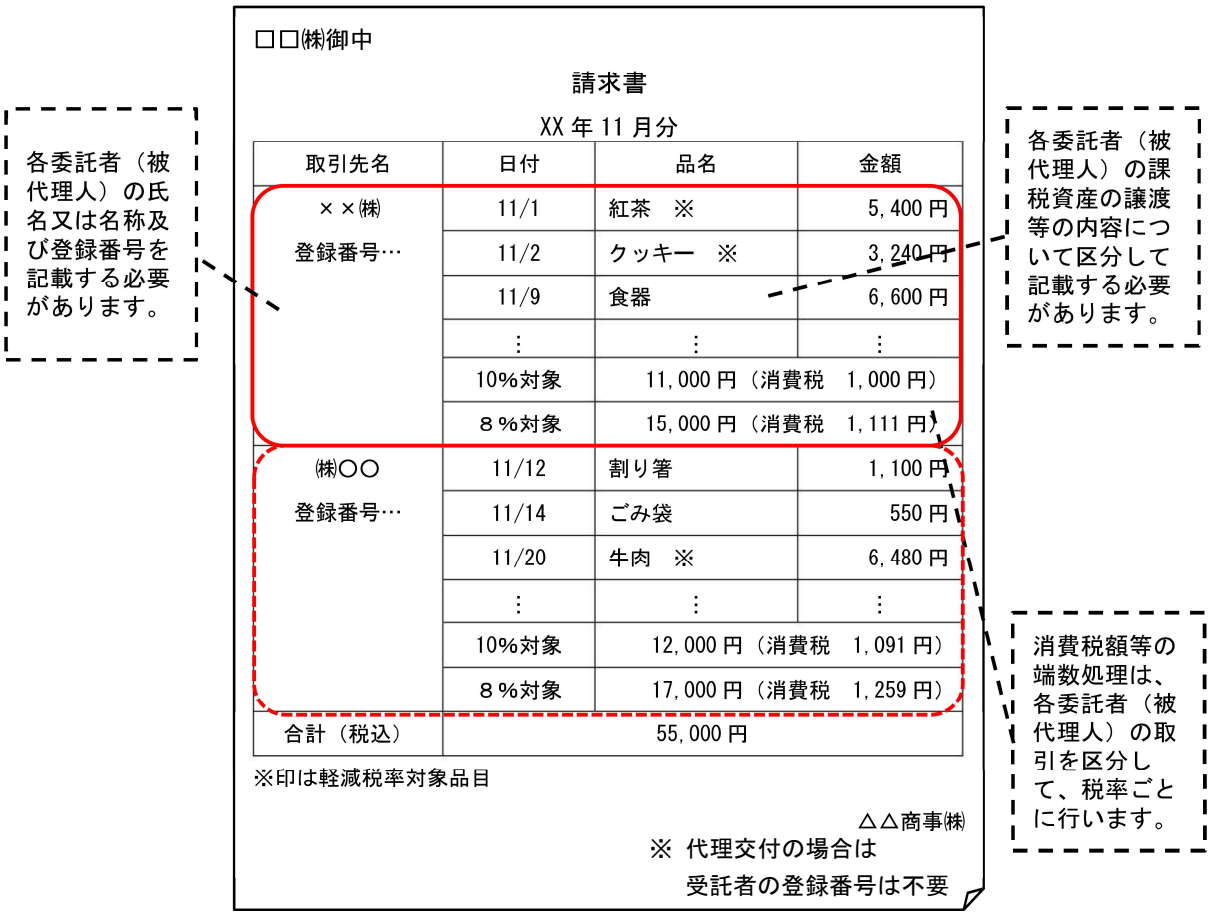

国税庁「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する Q&A」（令和 3 年 7 月改訂）問 40

② 媒介者交付特例

次のイ及びロの要件を満たすことにより、媒介又は取次ぎを行う受託者が、委託者の課税資産の譲渡等について、自己の氏名又は名称及び登録番号を記載した適格請求書等を、委託者に代わって購入者に交付・提供することができる（媒介者交付特例）（新消令 70 の 12①）。

イ．委託者及び受託者が適格請求書発行事業者であること

ロ．委託者が受託者に、自己が適格請求書発行事業者の登録を受けている旨を取引前までに通知していること（通知の方法としては、個々の取引の都度、事前に登録番号を書面等により通知する方法のほか、例えば、基本契約等により委託者の登録番号を記載する方法などがある（インボイス通達３－７）。）

【媒介者交付特例の取引図】

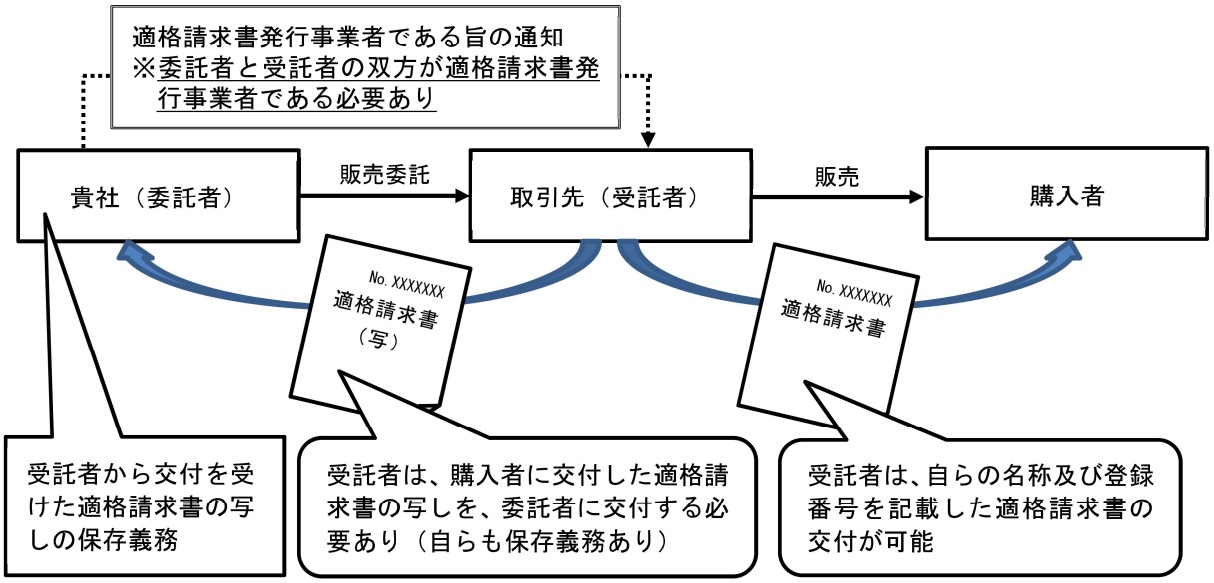

国税庁「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する Q&A」（令和 3 年 7 月改訂）問 39

【受託者が委託者に適格請求書の写しとして交付する書類（精算書）の記載例】

請求書№.00111

□□物産㈱御中

委託販売精算書

XX 年 11 月分（11/1～11/30）

日付	品名	金額
11/1	紅茶　※	5,400 円
11/2	クッキー　※	3,240 円
⋮	⋮	⋮
合計	54,400 円	
10%対象	22,000 円（消費税　2,000 円）	
８%対象	32,400 円（消費税　2,400 円）	

※印は軽減税率対象品目

△△商事㈱

請求書№.により購入者に交付した適格請求書との関連性を明確にしています。

委託者の売上げのみを記載しています。

委託者が売上税額の計算に必要な税率ごとの消費税額等の記載をしています。

（注）　媒介者交付特例により適格請求書の交付を行う受託者が、自らの課税資産の譲渡等に係る適格請求書の交付も併せて行う場合、自らの課税資産の譲渡等と委託を受けたものを一の適格請求書に記載しても差し支えありません。

国税庁「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する Q&A」（令和 3 年 7 月改訂）問 39

【媒介者交付特例により各委託者の取引について１枚の適格請求書を交付する場合】

媒介者交付特例の適用により、複数の委託者に係る商品を一の売上先に販売した場合であっても、１枚の適格請求書により交付を行うことが可能。この場合、適格請求書の記載事項である課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額は、委託者ごとに記載し、消費税額等の端数処理についても委託者ごとに行うことが原則となる。

ただし、受託者が交付する適格請求書単位で、複数の委託者の取引を一括して記載し、消費税額等の端数処理を行っても差し支えない。（下記請求書はこの例外パターン）

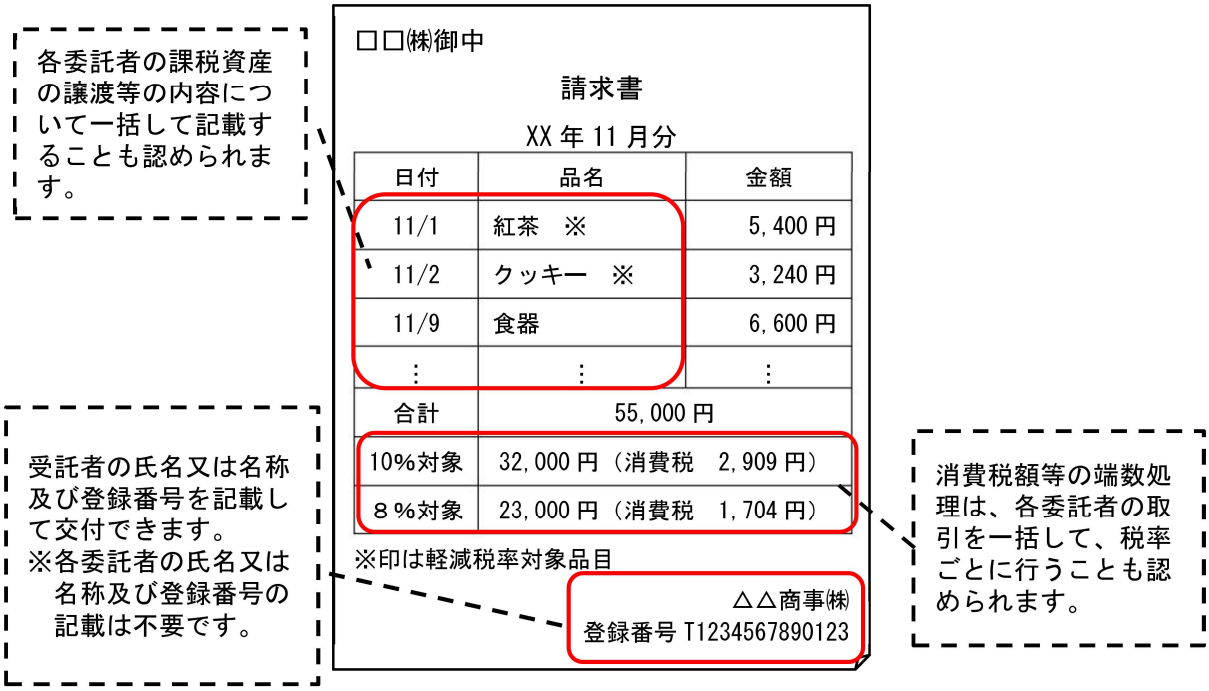

国税庁「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する Q&A」（令和３年７月改訂）問 40

(13) 適格請求書等の写しの保存義務

①　概要

適格請求書発行事業者は、交付した適格請求書の写しを、交付した課税期間の末日の翌日から７年間、納税地等に保存しなければならない。

②　「写し」とは？

「交付した書類そのものを複写したもの」に限らず、その適格請求書の記載事項が確認できる程度の記載がある以下のものも該当する。

・適格簡易請求書に係るレジのジャーナル

・複数の適格請求書の記載事項に係る一覧表や明細表

③　電磁的記録による保存

イ．書面による適格請求書を交付している場合

自己が一貫して電子計算機を使用して作成したものについては、「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（電帳法）」に基づき、電磁的記録による保存をもって書類の保存に代えることができる。

国税庁「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する Q&A」（令和３年７月改訂）問 63

ロ．適格請求書に係る電磁的記録を提供している場合

提供した電磁的記録を、「電磁的記録のまま」又は「紙に印刷して」保存しなければならない。

国税庁「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A」（令和3年7月改訂）問64

５．　仕入税額控除制度の要件（帳簿及び適格請求書等の保存）（買手側の義務）

仕入税額控除について、保存が要件とされる帳簿及び請求書等の範囲について見直しが行われる。

(1)　帳簿の記載事項（新消法30⑧一）

複数税率に対応するために、軽減税率の課税仕入れについて、「資産の内容及び軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである旨」の記載が必要とされている（**区分記載請求書等保存方式の下での帳簿の記載事項と同様であり、相手方の登録番号の記載は不要**）。

ただし、請求書等の交付を受けることが困難な下記(3)の取引については、一定の事項の記載が必要（下記(3)参照）。

(2)　請求書等の範囲

適格請求書等保存方式の導入に伴い、仕入税額控除について、下記の請求書等の保存が要件とされる（新消法30⑨）。これにより、（課税事業者である）適格請求書発行事業者以外の者からの仕入れについては、仕入税額控除が認められないこととなる。

①　**適格請求書又は適格簡易請求書** **（課税仕入れの相手方である適格請求書発行事業者から交付を受けたもの）** ②　**適格請求書に係る電磁的記録** ③　**仕入側が作成する仕入明細書等** **（適格請求書と同等の内容が記載され、相手方の確認を受けたものに限る）**（注１） ④　**せり売りなど、媒介又は取次ぎを行う者を介して行われる課税仕入れについては、媒介等を行う者が作成する請求書、納品書等**（注２） ⑤　**課税貨物の輸入の許可書等（現行法30⑨三と同じ）**

ただし、請求書等の交付を受けることが困難な一定の場合については、記載事項を満たした帳簿のみの保存で、仕入税額控除が認められる。

（注１）**免税事業者から仕入れる場合は**「登録番号」が記載できないため、記載要件を満たさず、**仕入税額控除不可**（ただし、下記(5)の経過措置あり）。

例）建設業の元請業者の作成する出来高検収書については、下請業者が免税事業者である場合は仕入税額控除不可。

（注２）出荷者に関する記載事項はない（出荷者を特定できず、記載できない）ため、**出荷者が免税事業者であっても仕入税額控除可能**

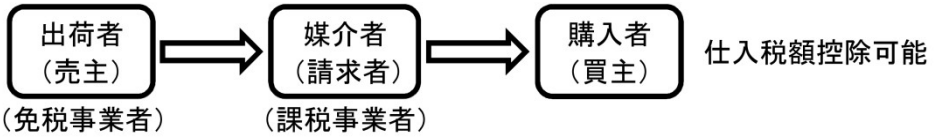

(3) 帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められる場合（新消令 49①一）

① ３万円未満（注１）の公共の鉄道、バス、船舶の運賃
② 適格簡易請求書である入場券等が事後に回収される場合の入場料等（注２）
③ 古物営業を行う者が消費者等から古物（注３）を買い取る場合
④ 質屋営業を行う者が消費者等から質物（注３）の所有権を取得する場合
⑤ 宅地建物取引業者が消費者等から建物（注３）を購入する場合
⑥ リサイクル業者が消費者等から再生資源及び再生部品（注３）を買い取る場合
⑦ その他請求書等の交付を受けることが困難な一定の場合（新消規 15 の４）
⑧ 自動販売機、自動サービス機により課税資産を購入する場合 （３万円未満のものに限る。）
⑨ 郵便切手類のみを対価とし、郵便ポストに投函して受ける郵便物等の配達等
⑩ 従業員等に対して支給する通常必要な出張旅費等（注４）及び通勤手当（注５）

（注１）１回の取引の税込価額で３万円未満かどうか判定する。例えば、東京～新大阪間の新幹線の大人運賃が 13,000 円であり、４人分の運送役務の提供を行う場合には、４人分の 52,000 円で判定することとなる。

（注２）①に該当するものを除く。３万円以上の公共交通機関を利用した場合で乗車券が回収される場合等が該当する。

（注３）事業として販売する棚卸資産に該当するものに限る。

（注４）所基達９－３に基づく判定で所得税が非課税となる範囲内で、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる。

（注５）通勤に通常必要と認められるものであればよく、所令 20 条の２において規定される非課税とされる通勤手当の金額を超えているかどうかは問わない。

帳簿への記載事項
上記①～⑩いずれかの仕入れに該当する旨 （例）①に該当する場合、「３万円未満の鉄道料金」 ②に該当する場合、「入場券等」
仕入れの相手方の住所又は所在地（一定の者（注）を除く。）

（注）相手方の住所又は所在地の記載が不要な一定の者は、次のとおり（インボイス通達４－７）。

イ．適格請求書の交付義務が免除される３万円未満の公共交通機関（船舶、バス又は鉄道）による旅客の運送を行った者

ロ．適格請求書の交付義務が免除される郵便役務の提供を行った者

ハ．課税仕入れに該当する出張旅費等（出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当）を受領した使用人等

ニ．上記③から⑥の課税仕入れ（③から⑤に係る課税仕入れについては、古物営業法、質屋営業法又は宅地建物取引業法により、業務に関する帳簿等へ相手方の氏名及び住所を記載することとされているもの以外のものに限り、⑥に係る課税仕入れについては、事業者以外の者から受けるものに限る。）を行った場合の当該課税仕入れの相手方

＜検討＞「売り手：免税事業者、買い手：課税事業者」の取引はどうなるか

取引の例示	該当項目	控除の可否
中古車販売店が消費者から中古車を買い取る取引	③	仕入税額控除は可能
質屋が消費者からの質物を流質する取引、 消費者から質物を買い取る取引	④	仕入税額控除は可能
不動産業者が個人（免税事業者）から 不動産を購入する取引	⑤	仕入税額控除は可能
廃品回収業者が消費者から古紙等を買い取る取引	⑥	仕入税額控除は可能
事業者が家庭内労働者（内職・免税事業者）に 商品等の加工を行わせる取引	なし	仕入税額控除は不可（注）
一般の事業者が個人（免税事業者）から 不動産を賃借する取引	なし	仕入税額控除は不可（注）
一般の事業者が個人（免税事業者）から 不動産を購入する取引	なし	仕入税額控除は不可（注）
事業者が講演料、原稿料を支払い個人（免税事業者） に研修講師や原稿執筆を依頼する取引	なし	仕入税額控除は不可（注）

（注）ただし、下記(5)の経過措置あり。

(4) 留意点

① 区分記載請求書等保存方式からの変更点

・ 現行においては、「３万円未満の課税仕入れ」及び「請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるとき」は、一定の事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められているが、適格請求書等保存方式の導入後は、これらは廃止される。

・ 現行では、仕入先から交付された請求書等に「軽減税率の対象品目である旨」や「税率ごとに区分して合計した税込対価の額」の記載がないときは、これらの項目に限って、交付を受けた事業者自らが、その取引の事実に基づき追記することができるが、適格請求書等保存方式の導入後は、このような追記をすることはできない。

② 簡易課税制度を選択している場合

簡易課税制度を選択している場合、課税売上高から納付する消費税額を計算することから、適格請求書等の保存は、仕入税額控除の要件ではない。

(5) 免税事業者等から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置

適格請求書等保存方式の導入後は、（適格請求書発行事業者ではない）免税事業者や消費者からの仕入れについては仕入税額控除が認められない。ただし、導入から一定期間は適格請求書発行事業者以外の者からの仕入れであっても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられている（28 年改正法附則 52、53）。

この経過措置の適用を受けるためには、帳簿に区分記載請求書等保存方式の記載事項に加え、例えば、「80％控除対象」など、経過措置の適用を受ける課税仕入れである旨の記載が必要となり、区分記載請求書等と同様の記載事項が記載された請求書等の保存が必要となる。

【経過措置の適用期間等】

期　　間	割　　合
令和５年 10 月１日から令和８年９月 30 日まで	仕入税額相当額の 80%
令和８年 10 月１日から令和 11 年９月 30 日まで	仕入税額相当額の 50%

(6) その他注意点

① 立替払いの取扱い

下図のＡ社が、Ｃ社からＢ社宛に交付された適格請求書をＢ社から受領しても、これをもって、Ｃ社からＡ社に交付された適格請求書とすることはできない。この場合、立替払を行ったＢ社から、立替金精算書等の交付を受け、その適格請求書及び立替金精算書等の保存をもって、Ａ社は、Ｃ社からの課税仕入れに係る請求書等の保存要件を満たすこととなる（インボイス通達４－２）。

なお、この場合、立替払を行うＢ社が適格請求書発行事業者以外の事業者であっても、Ｃ社が適格請求書発行事業者であれば、仕入税額控除を行うことができる。

【立替金の取引図】

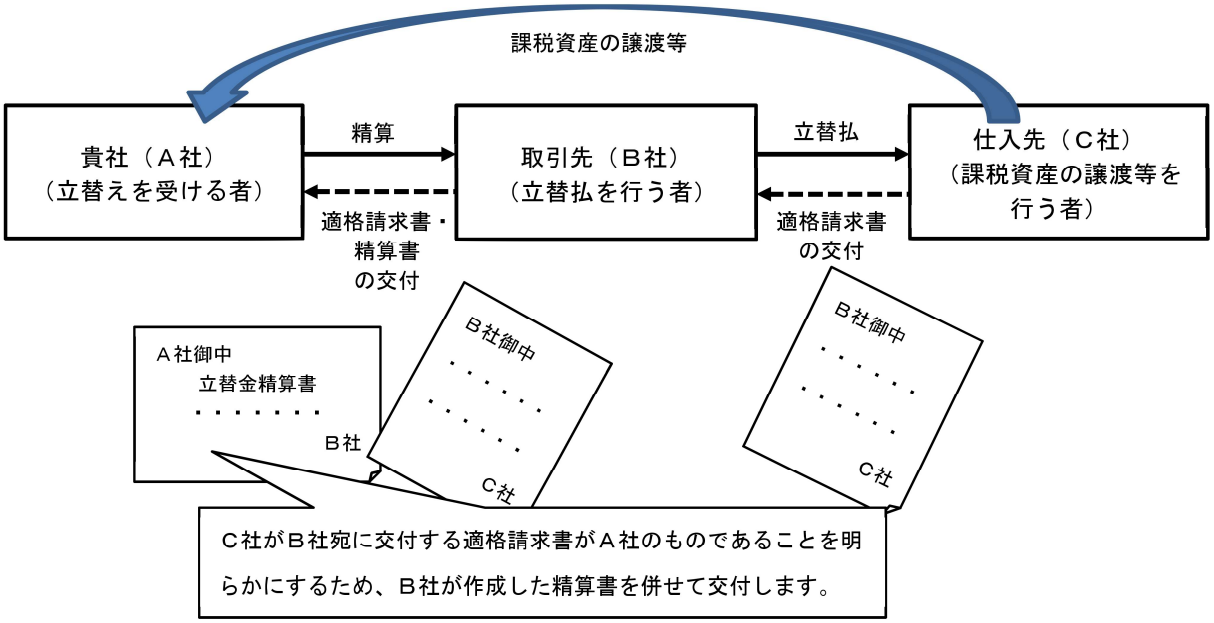

国税庁「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する Q&A」（令和 3 年 7 月改訂）問 75

② 口座振替・口座振込による家賃等の支払

口座振替による家賃の支払のように、契約書に基づき代金決済が行われ、取引の都度、請求書や領収書が交付されない取引については、適格請求書の記載事項の一部（例えば、課税資産の譲渡等の年月日以外の事項）が記載された契約書とともに通帳（課税資産の譲渡等の年月日の事実を示すもの）を併せて保存することにより、仕入税額控除の要件を満たすこととなる。

また、口座振込により家賃を支払う場合も、適格請求書の記載事項の一部が記載された契約書とともに、銀行が発行した振込金受取書を保存することにより、請求書等の保存があるものとして、仕入税額控除の要件を満たすこととなる。**したがって、契約書作成時に登録番**

号等の記載が必要となる。

令和５年９月 30 日以前からの契約について、契約書に登録番号等の適格請求書として必要な事項の記載が不足している場合には、別途、登録番号等の記載が不足していた事項の通知を受け、契約書とともに保存していれば差し支えない（契約を巻き直す必要はない）。

６． 税額の計算

(1) 売上税額の計算

適格請求書等保存方式における売上税額については、**原則として、税率ごとに区分した課税期間中の課税資産の譲渡等の税込金額の合計額に 110 分の 100（軽減税率分は 108 分の 100）を掛けて算出した税率ごとの課税標準額に 7.8%（軽減税率分は 6.24%）を掛けて算出する（割戻し計算＝従来と同じ計算）。**

また、これ以外の方法として、**相手方に交付した適格請求書等の写しを保存している場合に、そこに記載された税率ごとの消費税額等の合計額に 100 分の 78 を乗じて計算した金額とすることもできる（積上げ計算）**（新消法 45⑤、新消令 62）(注１)。

なお、**売上税額を積上げ計算した場合は、仕入税額も積上げ計算しなければならない** (注２)。

ただし、適格簡易請求書の記載事項は、「適用税率又は税率ごとに区分した消費税額等」であるため、「適用税率」のみを記載して交付する場合、税率ごとの消費税額等の記載がないため、積上げ計算を行うことはできない。

（注１）適格請求書等を顧客が受け取らなかったため、物理的な「交付」ができなかったような場合や、交付を求められたとき以外レシートを出力していない場合であっても、適格請求書発行事業者においては、当該適格請求書等の写しを保存しておけば、「交付した適格請求書等の写しの保存」があるものとして、売上税額の積上げ計算を行って差し支えない。

（注２）売上税額の計算は、取引先ごとに割戻し計算と積上げ計算を分けて適用するなど、併用することも認められるが、併用した場合であっても売上税額の計算につき積上げ計算を適用した場合に当たるため、仕入税額の計算方法に割戻し計算を適用することはできない（インボイス通達３－13）。

【原則（割戻し計算）】

① 軽減税率の対象となる売上税額

軽減税率の対象となる課税売上げ（税込み）	×	100/108	＝	軽減税率の対象となる課税標準額
軽減税率の対象となる課税標準額	×	6.24%	＝	軽減税率の対象となる売上税額

② 標準税率の対象となる売上税額

標準税率の対象となる課税売上げ（税込み）	×	100/110	＝	標準税率の対象となる課税標準額
標準税率の対象となる課税標準額	×	7.8%	＝	標準税率の対象となる売上税額

③ 売上税額の合計額

軽減税率の対象となる売上税額	＋	標準税率の対象となる売上税額	＝	売上税額の合計額

【特例（積上げ計算）】

適格請求書等に記載した消費税額等の合計額	×	78/100	＝	売上税額の合計額

国税庁「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A」（令和3年7月改訂）問87

(2) 仕入税額の計算

適格請求書等保存方式における仕入税額の計算方法は、次のとおり。

① 積上げ計算（原則）

原則として、交付された適格請求書等に記載された消費税額等のうち課税仕入れに係る部分の金額（注1）**の合計額に100分の78を掛けて算出する（請求書等積上げ計算）**（新消法30①、新消令46①）。

また、これ以外の方法として、**課税仕入れの都度**（注2）**、課税仕入れに係る支払対価の額に110分の10（軽減税率分は108分の８）を乗じて算出した金額（１円未満の端数が生じたときは、端数を切捨て又は四捨五入）を仮払消費税額等などとし、帳簿に記載（計上）している場合は、その金額の合計額に100分の78を掛けて算出する方法も認められる（帳簿積上げ計算）**（新消令46②）。

なお、仕入税額の計算に当たり、請求書等積上げ計算と帳簿積上げ計算を併用することも認められるが、これらの方法と②の割戻し計算を併用することは認められない（インボイス通達４－３）。

（注１）適格簡易請求書に適用税率のみの記載があり、消費税額等が記載されていない場合は、適格簡易請求書に記載された金額が税込金額の場合は、その金額に110分の10（軽減税率分は108分の８）を掛けて消費税額等を算出し、税抜金額の場合はその金額に100分の10（軽減税率分は100分の８）を掛けて算出した消費税額等を用いて、仕入税額の積上げ計算を行う。

（注２）例えば、課税仕入れに係る適格請求書の交付を受けた際に、当該適格請求書を単位として帳簿に仮払消費税額等として計上している場合のほか、課税期間の範囲内で一定の期間内に行った課税仕入れにつきまとめて交付を受けた適格請求書を単位として帳簿に仮払消費税額等として計上している場合が含まれる（インボイス通達４－４）。

請求書等に記載された消費税額等のうち課税仕入れに係る部分の金額の合計額	×	78/100	＝	仕入税額の合計額

国税庁「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A」（令和３年７月改訂）問87

② 割戻し計算（特例）

課税期間中の課税仕入れに係る支払対価の額を税率ごとに合計した金額に110分の7.8（軽減税率分は108分の6.24）を掛けて算出することができる（新消法30①、新消令46③）。

ただし、**仕入税額を割戻し計算することができるのは、売上税額を割戻し計算する場合に限る。**

① 軽減税率の対象となる仕入税額

軽減税率の対象となる課税仕入れ（税込み）	×	6.24/108	＝	軽減税率の対象となる仕入税額

② 標準税率の対象となる仕入税額

標準税率の対象となる課税仕入れ（税込み）	×	7.8/110	＝	標準税率の対象となる仕入税額

③ 仕入税額の合計

軽減税率の対象となる仕入税額	＋	標準税率の対象となる仕入税額	＝	仕入税額の合計額

国税庁「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A」（令和３年７月改訂）問87

【売上税額と仕入税額の計算方法の整理】

<table>
<tr><th>売上税額</th><th>仕入税額</th></tr>
<tr><td rowspan="2">【割戻し計算】（原則）
売上税額は、税率の異なるごとに区分した課税標準である金額の合計額にそれぞれ税率を掛けて計算します。

この方法を採用する場合、仕入税額は積上げ計算（原則）又は割戻し計算（特例）のいずれかを選択することができます。</td><td>【積上げ計算】（原則）
仕入税額は、原則として適格請求書等に記載された消費税額等を積み上げて計算します。</td></tr>
<tr><td>【割戻し計算】（特例）
課税期間中に国内において行った課税仕入れに係る支払対価の額を税率の異なるごとに区分した金額の合計額にそれぞれの税率に基づき割り戻し、仕入税額を計算することもできます。</td></tr>
<tr><td>【積上げ計算】（特例）
相手方に交付した適格請求書等の写しを保存している場合（適格請求書に係る電磁的記録を保存している場合を含みます。）には、これらの書類に記載した消費税額等を積み上げて売上税額を計算することができます。</td><td>【積上げ計算】（原則）
仕入税額は、原則として適格請求書等に記載された消費税額等を積み上げて計算します。

売上税額の計算において「積上げ計算」を選択した場合、仕入税額の計算では「割戻し計算」を適用することはできません。</td></tr>
</table>

国税庁「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A」（令和3年7月改訂）問87